

# 産業建設常任委員会記録

平成30年12月6日

【開催日】 平成30年12月6日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時8分

【出席委員】

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 中村博行 | 副委員長 | 岡山明  |
| 委員  | 奥良秀  | 委員   | 河崎平男 |
| 委員  | 水津治  | 委員   | 中岡英二 |
| 委員  | 藤岡修美 |      |      |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

|     |      |
|-----|------|
| 副議長 | 矢田松夫 |
|-----|------|

【執行部出席者】

|              |      |              |      |
|--------------|------|--------------|------|
| 経済部長         | 河合久雄 | 経済部次長兼商工労働課長 | 河口修司 |
| 経済部次長兼農林水産課長 | 深井篤  | 商工労働課課長補佐    | 村田浩  |
| 商工労働課商工労働係長  | 福田智之 | 農林水産課技監      | 山崎誠司 |
| 農林水産課農林係長    | 平健太郎 | 公営競技事務所長     | 上田泰正 |
| 公営競技事務所副所長   | 大下賢二 | 公営競技事務所主任主事  | 長村知明 |
| 建設部長         | 森一哉  | 建設部次長兼土木課長   | 榎坂昌歳 |
| 土木課技監        | 泉本憲之 | 土木課主幹        | 井上正満 |
| 都市計画課長       | 河田誠  | 都市計画課技監      | 高橋雅彦 |

|                                      |         |                  |         |
|--------------------------------------|---------|------------------|---------|
| 都市計画課管理<br>緑地係長                      | 伊 藤 佳和子 | 企画政策課行革<br>推進係長  | 佐 貫 政 彰 |
| 都市計画課都市<br>整備係長                      | 藤 本 英 樹 | 都市計画課計画<br>係長    | 大 和 毅 司 |
| 都市計画課建築<br>指導室長                      | 迫 田 勝 憲 | 都市計画課管理<br>緑地係主事 | 村 上 良 平 |
| 土木課管理係長                              | 田 中 洋 子 | 土木課管理係主<br>任     | 北 川 良 隆 |
| 下水道課長                                | 森 弘 健 二 | 下水道課技監           | 藤 岡 富士雄 |
| 山陽水処理セン<br>ター所長兼小野<br>田水処理センタ<br>ー所長 | 光 井 洋 一 | 下水道課計画係長         | 熊 川 整   |
| 下水道課維持係<br>長                         | 金 田 健   | 下水道課管理係長         | 西 崎 大   |

【事務局出席者】

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 局次長 | 石 田 隆 | 書 記 | 光 永 直 樹 |
|-----|-------|-----|---------|

【審査事項】

- 1 議案第99号 平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について（公営）
- 2 議案第96号 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について（農林）
- 3 議案第113号 山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について（商工）
- 4 議案第114号 山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について（商工）
- 5 議案第104号 山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（土木）

- 6 議案第105号 山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について（土木）
- 7 議案第92号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について（都市）
- 8 議案第106号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について（都市）
- 9 議案第107号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（都市）
- 10 議案第115号 竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について（都市）
- 11 議案第97号 平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について（下水）
- 12 議案第98号 平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について（下水）
- 13 議案第108号 山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について（下水）
- 14 陳情・要望について
- 15 閉会中の継続調査事項について

---

午前9時開会

---

中村博行委員長 おはようございます。定刻になりましたので、産業建設常任委員会を開催いたします。審査内容につきましては、お手元の日程のとおり進めてまいります。それでは、審査番号1番、議案第99号平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について執行部の説明を求めます。

上田公営競技事務所長 皆さん、おはようございます。それでは平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について説明したいと思います。補正予算の資料を御覧ください。今回の補正の

主な内容は新重勝式の当たるんですの発売収入見込みの増、ミッドナイトオートレースの試験開催、人件費の調整及び小型自動車競走場スタンド棟等整備事業に伴う補正であります。1ページを御覧ください。第1条で歳入歳出それぞれ17億9,040万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ119億600万8,000円とするものであります。第2条では債務を負担する行為をすることができる時効期間及び限度額を次の3ページに示しておりますけど、第2章の債務負担行為のとおり定め、小型自動車競走場スタンド棟等整備事業として、この8月に策定しました、基本構想基本計画に基づいてコンパクト化したスタンド棟等を新築建築した場合の基本設計、実施設計、委託料の債務負担行為を新たに設定しております。後ほど御説明いたしますが、今年度中に入札及び契約の締結を完了する予定でありますので、全体事業費の前払金相当額を今回の補正予算に計上し、残りの需要額を債務負担行為として設定しております。

まず歳入の詳細について説明いたします。6ページ、7ページを御覧ください。新重勝式の当たるんですの発売収入の見込みの増やミッドナイトオートレースの試験開催を2節、7日間実践することに伴い、1款1項2目1節勝車投票券発売収入を17億6,036万円増額しております。この発売収入の総額の内訳は先ほど見ましたが、新重勝式の発売収入の見込み増によるものが返還金を含んでおりまして、13億9,136万円。ミッドナイトオートレース試験開催については発売収入を1日平均5,200万円と見込み、返還金も含んで7日間で3億6,900万円としております。2項1目雑入では全国小型自動車競走施行者協議会からのオートレース活性化推進事業助成金、864万円を増額しておりますが、この助成金については、飯塚市からミッドナイトを行うための照明設備を借用するため、その借上料に充てることにしております。歳入の一番下のところですが、3款1項1目1節山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金については先ほど説明しました、スタンド棟等の基本設計、実施設計、委託料に充当するために2,140万円増額しております。それから次に歳出について説明いたします。8ページ、9ページ

を御覧ください。歳出では1款1項1目2節給料から4節共済費までは人事異動による人件費の調整を反映したものでありまして、16万4,000円を増額するものであります。内訳としましては、2節給料は10万円の増、3節職員手当等は26万2,000円の増。4節共済費は19万8,000円の減額となっております。また、9節旅費については、今後の年度末までの会議等の出張関係を踏まえ不足が生じるため、30万円増額しております。

また、その下になりますが、25節積立金として山陽小野田市自動車競走場施設改善基金積立金を4,000万円増額しております。この積立金の基になる財源は新重勝式の収益によるものであります。次に2項1目事業費ですが、主には新重勝式の発売収入の見込みの増及びミッドナイトオートレース試験開始に伴う必要な歳出の増額の補正であります。12節役務費については、競走運搬費を110万円。銀行業務手数料を38万1,000円、それぞれを増額しております。また、13節委託料では新重勝式に伴う発売業務委託料を1億6,653万4,000円。ミッドナイトオートレース試験開催の関連経費としてCS放送業務等委託料を1,730万4,000円。照明設備運用業務委託料1,793万6,000円。選手宿泊管理委託料382万3,000円。競走会業務委託料1,130万7,000円。電話投票業務委託料226万8,000円。インターネット投票業務委託料2,569万8,000円をそれぞれ増額又は新たに計上しております。

次に10ページ、11ページを御覧ください。14節使用料及び賃借料は、飯塚市から可動式の照明設備を借用するため照明設備借上料として、864万円を計上しております。これにつきましては、先ほど歳入で説明しました、オートレース活性化推進事業助成金を充てることによりしております。また、19節負担金、補助及び交付金は選手参加旅費を44万8,000円。選手共済会分担金を38万7,000円。電話投票センター運用経費負担金164万9,000円。小型自動車競走法に基づくJKA交付金を1,403万3,000円。新重勝式に伴う主催場が支払う開催場負担金を1,040万円。新重勝式の売上げから全国小

型自動車競走施行者協議会に拠出する特別拠出金を1億3,183万9,000円、それぞれ増額しております。次に2目8節報償費ですが、ミッドナイトオートレース試験開催の2節、7日分の選手賞金として2,280万4,000円を増額しております。次に3目22節補償、補填及び賠償金の勝車投票券払戻金を12億2,624万4,000円、4目22節補償、補填及び賠償金の勝車投票券返還金を858万4,000円、それぞれ増額しております。次に13節設計委託につきましてはコンパクト化したスタンド棟等を新築した場合の基本設計実施設計委託料として2,140万円を計上しております。先ほど説明いたしましたが、今年度中に入札等の処理を行って、全体事業費の前払金相当額を今回の補正予算に計上し、残りの事業費を債務負担行為として設定しております。次に補正予算についてお配りしております資料について説明いたします。B4のものですが、めくると1ページ目は左側を上にしまして、項目が増えている関係で少し字が小さくなっております。その1は今回の補正予算を反映したものとなっております、一番上の開催に係る収支、その下に開催以外に係る収支。次に新重勝式に係る収支。最後にミッドナイトレースの試験開催に係る収支と、大きく四つの囲みがあると思います。左側に米印がありますが、これが今回の補正予算で増額となったものでありますが、開催に係る収支につきましては、当初予算から増額はありませんが、今回の補正に係るものとして、まず2番目の開催以外に係る収支に関して、御説明いたします。開催以外に係る収支としてですが、⑥基金繰入金の3段目の施設改善基金繰入金2,140万円は⑦の設計委託料に2,140万円充当するため、増額しております。次に新重勝式に係る収支として、⑨の歳入の勝車投票券発収入は返還金536万2,000円を含め15億4,496万円を見込み、この10億4,496万円から歳出の⑩の義務的経費である、新重勝式の払戻金。JKA交付金の合計10億8,938万5,000円、⑪の開催経費である、川口場ほか、開催場への負担金。全動協への負担金。全動協への拠出金。新重勝式の返還金の合計1億6,279万4,000円。それから⑫日本写真判定株式会社への発売業務委託料1億8,47

2万1,000円。そして、13の施設改善金積立金。これは4,000万円としておりまして、その結果、6,806万円、ちょっと濃い字で書いておりますけど、ここが新重勝式に係る収益となりまして、累積債務の解消額になります。実際の自主的な収益といたしましては、この6,806万円と施設改善基金の積立ての4,000万円、この合計の1億6,006万円が収益となりまして、施設改善基金に積立てることができるというふうに考えております。それから、次にミッドナイトレース試験開催に係る収支についてですが、⑮の歳入の発売収入ですが、これは返還金500万円を含めて3億6,900万円を見込み、この3億6,900万円とその他収入の合計から歳入の⑯の義務的経費である払戻金、JKA交付金の合計2億5,851万6,000円。⑰の開催経費である、選手賞金返還金。それから先ほど説明いたしました、ミッドナイトレース試験開催に係る開催経費の合計、1億1,874万5,000円を差し引いた、37万9,000円がミッドナイトレース試験開催に係る収益になります。今回、どうしてもまずは試験開催ということで、可動式の照明施設を借りる分でかなりの経費が掛かっております。これはJKA等のいろいろな支援をいただいても、どうしても経費が掛かるということで、ほぼ、とんとんの状況であります。本格的導入をすることになりましたら、その部分が収益になってくると思いますので、そういったところでミッドナイトレースの効果はあると考えております。それでは補正後の小型会計歳入歳出の全体の収支は、四つの収支、A B C D、上の四つの収支を合計した、1億1,580万3,000円となりまして、リース料の支払7,671万3,000円の債務解消を含めた、二つの債務解消額は1億9,256万6,000円となる見込みでございます。

次に資料の2ページ、ミッドナイトオートレースについての資料でございます。まず、このミッドナイトレースの目的であります。レース場にお客を入れず、無観客で実施するものでありまして、発売はインターネット投票に限定されているため固定経費を大幅に削減することが可能で、収益性の高い事業としてオートレース業界全体で取り組むこと



が決定されております。山陽場としても累積債務の早期解消につながる新たな取組であることから、音量調査等も含めた試験開催を実施する予定でございます。なお、この試験開催の実施に当たり、埴生地区及び津布田地区の周辺住民の皆様を対象に班回覧による案内文書を出しまして、10月31日に試験開催に係る説明会を埴生公民館で実施しております。試験開催中に実際に音量等を御確認いただきまして、試験開催後に測定結果を御報告させていただくとともに、これらの結果から今後の本格的導入について決めてまいりたいと考えております。その試験開催の日程でございますが、そこに書いておりますとおり、来年、平成31年2月17日の日曜日から19日の火曜日の3日間と2月22日の金曜日から25日の月曜日の4日間の2節として、合計7日間、開催する予定でございます。また、第1レースの発走時刻は午後8時半頃。最終レース発走時刻は午後11時半頃を予定しております、7レース7車立てで行う予定でございます。

売上げですが、先ほども御説明いたしました、1日平均5,200万円を見込んでおります。また騒音対策として近隣住民の方々の住環境を悪化させないように、消音機能付きのマフラーを特別に装着して、騒音対策を講じます。この内容については、全て住民説明のほうにも行っております。そして右側のほうになりますが、資料の右側の上段、これが平成19年度以降のオートレース開催日数の推移を示しております。ちょっと見にくいかもしれませんが、28年度から飯塚のミッドナイトレースの日数とか出ております。28年度が26日、29年度が37日になっておりますが、今後、山陽が参入することになれば、この日数が拡大して、全体の日数も拡大するという見込みとして捉えております。その下はこのミッドナイトの競輪のほうでございますが、平成22年度以降のミッドナイト競輪の売上げの推移を示しております。1日当たりの赤いところで見てもらいますと、1日当たりの合計の売上が平成22年度で8,200万円、23年度で6,900万、24年度で6,400万円とありますが、1日に同時に2場行うことがあっても、1日平均が25年度で7,700万円と増えておりまして、29年度の実績では1日

当たりで1億5,600万円売れているという状況になっております。ミッドナイトについては、資料に出ております。

次にページ3ですが、小型自動車競走場東西スタンド棟等整備事業に係る基本設計・実施設計について説明いたします。今後の施設の在り方の計画を見直すため、耐震化改修や解体・新設についてメリット・デメリットの内容を比較して、最終的な計画を詰めていくため、基本構想・基本計画を8月末に作っております。この基本構想・基本計画の結果、建物工事費一式及び今後の10年間のランニングコストをトータルした上で、最も費用対効果が高くふさわしい施設改修方法として、中央部分から東側のスタンドを解体して、東スタンドをコンパクトな施設として新設し、西スタンドはその後改築して、一階部分を残す減築改修を行います。そういう方針に至りました。また、新設する東スタンドの規模については、近年の入場者数、それから今後の施設のランニングコスト削減などを総合的に勘案して、コンパクトな施設として新設し、中央部分から西のスタンドは、二階より上階部分を解体し一階部分をまた利用するという減築改修ということで既存の発売機能を確保することが可能となるメリットがあります。この基本構想・基本計画の結果に基づき、コンパクト化したスタンド棟を新築建築した場合の基本設計実施設計に着手することとしております。改修建物面積でございますが、2,896平方メートル。解体建物の面積は1万2,983平方メートル。新設部分の建物の面積は1,939万平方メートルを想定しております。この改修方法については、そこにも示しておりますが、ランニングコスト、空調改修、電気改修、その他改修、それから光熱・上下水道料金と想定した部分で、費用対効果が望め、西スタンド一階部分を残すことによりまして、ここが発売行っているセンターホールというところで、第5投票所がございます。そこが、今中止になっておりますけど、コンパクト化した場合はその新設部分が中心となりますが、お客さんの入場の状況によりまして、そこのセンターホールも一階部分を開けることができるとことかございます。後は全体の施設の利用形態ということも踏まえて考えております。それから電気設備関係等の切替えがスムーズにで

きること、それから解体面積が少なくて済むということが長所でございます。次に概算工事費としては、そこに合計として15億5,472万円が出ております。そして今後の10年間のランニングコストを3億5,000万円と見込みまして、概算工事費と今後10年間のランニングコストの合計を18億5,972万円と試算しております。この施設改修に伴う財源ですが、施設改善基金の取崩しによる4億円。それから国庫補助金などその他の財源を含めた部分で14億5,972万円としております。なお、資料の右側では、その事業手法、それから工期計画をお示ししております。今年度が2018年で、基本設計を今後行うとして、今後2020年に入る直前ぐらい。それから2020年に入ってから工事になっております。東スタンドの新築工事ができるのが、2021年度末というところで、その後の西側のスタンドの解体工事が2020年に始まるようになります。そして完全に全部の工事が進むのは2023年度中っていうことでございますが、建物も古い状況でありますので、逐次、この工程は計画的にやっていきたいというふうに考えております。次に資料の4ページですが、これは外観のパスです。先ほど言いました東側のコンパクトな施設というのは、ちょうど中央部分に見えますけど、中央の上よりに見えますが、今の大きな施設が東スタンドの施設が、緑の部分になっておりますけど、ちょうど後ろの建物が特別警備隊の控室となっておりますが、そうしたところの前のスタンドは、もうなくなるということで、なくなった後にこの三階は、一部屋上に写真判定用のカメラを置く施設部分がありますが、主に三階、お客さんとしては一階、二階になりますけど。それから中央部分の西側を崩して、一階部分を残す減築工事になっております。それからその西側の建物が残っていますけど、これが投票センター。山陽場としては、ここを投票センター。いわゆる日々の売上額のすべて、中央の豊洲にある投票センターとのやり取りがありますけど、そこのコンピューターが全て集中しておりますけど、そこの施設が耐震改修の対象になってないところがございまして、そういった部分は非常に効果があると思っております。これがここにあることによりまして、一応、作業所としては本場開催もしながら、それ

から場外発売も受けながら解体・新設ができるというふうに考えております。ちなみによその場も川口、浜松、飯塚というところも解体してコンパクトな施設にするという計画で、来年度、浜松も川口も工事が始まりますが、よそは、なかなか投票センターが中にあるということで、どうしても場外発売ができないとか、本場開催もできないとかいう日々が出そうなんですけど、山陽場としては、今、中心となっている、コンパクトな施設ができております。左側の下の所が第5投票所と言いまして、ほとんどそこの部分で発売しております。ということは新設分を作るときは、そこの第5投票所が使えるということで、構想の中で、そうしたところも踏まえて、このような計画を作っております。それから残っております、一番西側の建物。これはハイビジョンホールの三階の建物でございまして、これは新しい建物でございますので、耐震改修の対象でございませし、今後も三階はプライベートルームといたしまして一部屋3,000円の部屋がございます。そういったところで、綺麗な施設でございますので、こうしたところは引き続き、お客さんを対象として、今回のこの計画が進めば、そうしたところで総合的にお客さんを呼び込みたいというふうに考えております。それから資料5は先ほどのパースとして正面から見た図でございます。かなりリアルな写真になっております。左側も上に山陽オートと立っております。これがコンパクト化した施設で、手前のセンターホールは残りますので、残る施設は、そのまま残っておりますけど、奥側に見える大きなスタンドの建物がなくなることによりまして、全ての工事が進めば、こうしたイメージになるかというふうに捉えております。以上で補正予算関係の説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 かなりボリュームのある説明だったと思いますが、分けて審査をしていこうと思います。まず予算書99号、これと資料のB4の1ページがリンクしていますので、まず予算書の項目について質疑を求めようと思います。それと質疑が重複してもいいかと思っておりますので、そのあと、資料の1ページという形でやろうと思います。それでは、まず予

算書のほうから。順に追っていきましようか。スタンド関係は後のほうに回しましょう。では4ページ以降で。4、5ページは何もないと思いますが、説明のあった6、7ページから。

河崎平男委員 通常売上げは約77億くらいですよね。そういった中で119億。計算すると1.5倍くらい売上が伸びる。そういった中で収支改善はどのように考えていらっしゃるんですか。

上田公営競技事務所長 この119億、繰入金等が含まれておりますので、実際の発売収入は150億2,000万円ということでございますが、それは開催収支に伴う売上げ、それからの新重勝式の15億4,000万円の売上げ、それからミッドナイトオートレースの3億7,000万円。返還金含んで3億7,000万円でございます。そうした部分の合計の額でございます。開催に係る収支につきましては本会議でも言いましたが、今、77億円ぐらいのペースで、今後は大きいレース等がございますので、その売上げに関わりますが、当然78億、79億円になるような努力をしてまいりたいと思います。そして今、河崎委員が言われましたように、収支改善ということでございますが、当然、この施設改善基金に伴う基金として新重勝式が約1億以上の収益が出ますので、4,000万円という予算を上げております。実際には4,000万円いっぱい積立てができるように努めますが、リース料の返済、そうした部分をした上で、施設改善基金を積立て、さらに5月の臨時会でも言いました、累積赤字の減額にも努めながら、収支の改善はできるかというふうに考えております。

中村博行委員長 売上げが近年初めて、市民の方の一番、心配されていた事業の一つですね。それがこういう表立って、胸張って上がりますよというのはいい傾向だと思いますので。それでは今の関係で。

岡山明副委員長 この収支見て、桁が一つ違うんじゃないかと思いました。1

8億円ですね。18億円増えている形になっているんですけど、今まで平成18年から包括民間委託に移っているんですけど、それ以降、これだけの売上げがあった年はありません。

上田公営競技事務所長 補正予算で行う約18億円ですが、この主な部分には新重勝式の成立状況で、そもそもこの平成30年度の予算で、約1億5,000万円ぐらいの予算しか組んでいなかったんですが、その直後に3月ぐらいから非常に成立状況が良くなりまして、1日2回程度、かなり成立状況が良くなっております。実際に30年度に入って4月以降、500円で458回ということで、3,500円も2回成立しておりますので、今、3,500円くじの3回目が3,000口となっておりますので、今月中には3,500円の分も成立するかと思われまして、そうした部分があって、新重勝式の成立状況が良くなった効果の部分とミッドナイトの試験開催、5,200万円という飯塚の実績と含めれば5,200万円はちょっと厳し目の数字かと思っております。実際に飯塚はもう6,000万、7,000万円の数字を出していますが、今回は逆に言えばとんとんにしたような予算でもありますので、ここは増えればまた予算の中で調整していきますけど、そうした部分があって、この中にはありますけど、18億円の補正増になっておりますので、今までは開催に関わる収支ということでこれについては、29年度は約72億円あったんですけど、今年度、平成28年度並みの77億円は行けるんじゃないかということで今後も77億円と言いましたが、当然、77億円を目指しているわけではなくて78、79億円になるように頑張っていきたいと思っております。開催に係る収支もなんとか29年度よりは良くなっていること。それから新重勝式の成立状況がいろいろな効果を含めていろいろな措置を行うことによって成立状況が良くなっている。それとミッドナイトレースの試験開催を行うことができるっていうことが大きな結果だと思います。これもいろいろな業界、経済産業省、JK A、全動協、それから他場の開催を務める委員長の理解があった上での、業界として進める事項でございますので、そうした方向で今後も努めてまいりたいと

いうふうに思います。

岡山明副委員長 今回の補正は新重勝式の売上げがほとんどなんですけど、割合でいくと新重勝式が、例えば8割とか9割とか、残り1割は本場の売上げとか、その辺の収支の割合は表現できますか。

上田公営競技事務所長 この増加部分については、約85%強ほどが新重勝式に係るもので、後はミッドナイトオートレースの試験に係る収支ということで、昼間の開催に係る収支の増は今回特に行っておりませんが、全体としては売上げがそのまま率になりますので、たまたま、競走事業収入が約105億円ですので、その82%程度が昼間の本場開催の売上げ。後は15%が新重勝式。残りの約3.7%ぐらいがミッドナイトの試験開催に係る売上げというふうになっております。今後は本格的導入になればミッドナイトレースの開催の売上げが、単純に言えば、例えば50日でしたら、30億円とかそういったとかといった数字は設定できるかと思っておりますので、将来的には110億、120億円とかそういった予算になるかと思っております。すぐには無理でも平成32年度以降、そういったことができると思っておりますので、そうした方向で今後も努めて参りたいと思っております。

中村博行委員長 資料の方の関係の一番上の段の関係もありますので個別のほうの内容に入っていきたいと思っております6、7ページでなにかありますか。

河崎平男委員 開催収支等の関係ですけど、委託業者とどの部分を協議されているんですか。全部公営競技事務所がやられているんですか。

上田公営競技事務所長 この本場開催に係る収支は包括的民間委託ということで行っております。これについては予算で6億2,000万円。これはまた、売上げに基づいて精算する契約になっております。それからの新重勝式に係る部分については、包括的民間委託とはまた別でございます

て、これに係る発売委託料として、この資料でいうと⑫の発売業務委託料ということで約1億8,500万円を支払う予算になっております。ミッドナイトレース試験開催についても別契約ということで先ほど、CS放送業務等委託料ということで、9ページで示しました。これが日本写真判定のほうに支払うわけでございます、このミッドナイトレースの試験開催に係る部分ということで支払う形態となっております。

中村博行委員長 これは別に日写のほうにいくというわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 そういった中で、売上げ、開催収支に伴うものとして話はされていないんですか。協議とかは。全部、公営競技事務所のほうが予算書は作られるということでもいいですね。

上田公営競技事務所長 日本写真判定とは常に協議を続けておりまして、開催収支に係る収支もございしますが、当然、新重勝式もありますし、ミッドナイトレースの試験開催に係る部分も細かな、地元対応とかいうのは当然、市のほうが主体的にやっておりますが、このミッドナイトレースをするにはCS放送、それから今後は、いろいろな開催の中でも宣伝等ございます。それは当然に日写のほうでやってもらうようになりますので、そうした部分ついて細かな協議をしております。当然選手との対応でいきますと、賞金をどのように支払うかとか、この辺は常に協議しておりますので、全くうちが全部やっているとかそういう部分でございせんし、日々、今後も今回のG1のレースの中でもいろいろ協議しながら、ちゃんとこのミッドナイトの試験開催ができるように今調整は続けているところでございます。

河崎平男委員 そういった中で市が開催の公営競技であります、やはり委託業者との連携を保ちながら進んでいくというのが一番大事かと思えます。密な連携を取り合ってやるということですね。これは気持ちであります



ので、よろしく願いいたします。

中村博行委員長 従来からその辺はきっちりされているということですが、6、7はいいですか。

河崎平男委員 先ほど飯塚市から照明設備を借りるということですが、照明設備を買うとしたらどのくらいなんですか。

上田公営競技事務所長 あくまでも飯塚の可動式の照明を借りる分でございますので、この辺については輸送にかなりの経費が掛かります。今回もこれには、照明設備運用業務委託料というのがございますが、これは飯塚が可動式照明を全て運用している業者がおりまして、そこの業者に払う設置費用というか、実際に飯塚から出して山陽で設置して、その7日間、全てちゃんと照明ができるような運用委託料ということでしております。実際には、もし本格的導入になれば、うちのほうは当然、飯塚から可動式照明を借りるのではなく、実際に新たな照明設備を整備するようになります。その額はいろいろこれまでの川口とか伊勢崎とかいうのがありますが、今後は当然、照明はLEDになりますので、そういった部分の照明になりますので、いろいろな想定はしておりますけど、やはり2億から3億とか、その辺の額になると思います。

中村博行委員長 当然、照明については、この試験事業が終わった後に本当になったら詳細に説明があろうと思いますが、それではいいですか。8、9ページ。

河崎平男委員 9ページの照明設備運用業務委託料。1,793万6,000円。これについては飯塚市に払うんじゃなくて業者に払うんですか。業者の名前はなんじゃったか。

上田公営競技事務所長 モバイル照明という会社です。

中村博行委員長 8、9ページはよろしいですか。

藤岡修美委員 同じく13節の委託料でCS放送業務と照明設備運用業務はミッドナイトに伴うものと説明を受けましたけど、その他の委託料もこれに係るんですか。

上田公営競技事務所長 発売業務委託料は重勝式の部分でございます。それからCS放送業務委託料はミッドナイトです。照明施設運用業務委託料もミッドナイトです。選手宿泊管理委託料もミッドナイトです。競走会業務委託料もミッドナイトです。電話投票業務委託料もミッドナイトですね。インターネット投票業務委託料もミッドナイトであります。

中村博行委員長 それでは次のページの10、11ページの中で。

河崎平男委員 競走会業務委託料というのは、今、山陽競走会というのはあるんですか。

上田公営競技事務所長 今、競走会は西日本小型自動車競走会と言いまして、飯塚と山陽が合併して、山陽のほうは山陽事業所という形になっております。その競走会の体制の中で運用しているということになります。

中村博行委員長 今後は山陽場の開催が増えてくると思いますけども、その辺り、競走会がどのようなになるかという見通しはありますか。

上田公営競技事務所長 このミッドナイトの開催については、もうすでに何回も協議を重ねて、どちらにも負担にならないような形で協議を続けております。また、それ以降、本格的導入になったことも踏まえて、いろいろ、今後どの時点で本格的導入できるかということも、今、協議しておりまして、この辺もJKAと密に協議を行っている状況でございます。

中村博行委員長 10、11ページはいいですか。

河崎平男委員 選手賞金というのは通常の競走業務と一緒のものですか。

長村公営競技事務所主任主事 公営競技事務所の長村です。ミッドナイトにつきましては業界全体で賞金制度要綱というものが定められておるんですけども、ミッドナイトだけ別枠でやっておりますので、通常の昼間開催よりも若干安い形態になっております。

中村博行委員長 大体何割というのが言えれば。通常はどのくらいで、ミッドナイトがどのくらいで。前までは出走表にみんな賞金を書いてあったよね。8着まで。ところがいつのころか1着だけになったね。（「今、調べています」と呼ぶ者あり）そしたら予算書のほうは置いて、資料1のほうに行きましようか。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）

大下公営競技事務所副所長 通常ですと平場ひらばの開催であれば予選では、4日制とかでは変わってきますけど、普通開催の予選ですと、大体8万円、それがミッドになりますと約5万円。着賞金はそうなります。

中村博行委員長 それに対して選手のほうからは何もないということですか。

上田公営競技事務所長 これも飯塚がミッドナイトを始めるころに賞金交渉がありました。昼間の開催についての交渉も毎年行っております。選手も危機感を感じておまして、このミッドナイトレースも、とにかく日数を増やして、選手の収入が増えるのであれば、この条件でもやっていくということで、私も15年関わっていて、すごい選手の理解に感謝しております。実際、まだまだこの選手賞金はミッドナイト、昼間でも低くなっている関係でミッドナイトはかなり低い状況です。そして夜中、走るということで選手には生活のスタイルも変わってくるので、かなり無理をさせている感じは否めません。ただ、これまた今度、山陽場が入る

ことによって、全体の売上を伸びることによって、何年か後には賞金交渉行って、幾らかでも反映できるように。選手のほうもそこを信じて、今、山陽で導入ということであれば非常に協力的であります。日数を増やして選手の収入を増やして、さらに、またできるだけ元の賞金に戻していこうという業界全体としての理解の表れだというふうに捉えております。

中村博行委員長 危機感があったために業界全体に選手を含めて一生懸命されているという思いが伝わってきますよね。それでは資料の1ページから行きましょう。全体で行きましようか。説明は主に2段目からありましたけど。

河崎平男委員 このJKA交付金というのは当たるんですの重勝式の交付金なんですか。

大下公営競技事務所副所長 今回の補正につきましては、先ほども御説明いたしましたけども、新重勝式の売上げの増加とミッドナイト7日分の勝車投票券発売収入の増額の補正でありますので、JKA交付金対象は二つの分だけを増額したということでございます。

河崎平男委員 1号は事務的な経費ですか。2号は売上に対してですか。3号は。どういう内容ですか。

中村博行委員長 前に説明していただいたけどね。

上田公営競技事務所長 1号2号で大部分を占めるんですが、1号が機械工業振興補助事業に充てる部分として法律に定められたものでございます。2号交付金は体育、社会福祉等、公益事業振興補助事業等に充当されるものでございます。3号交付金がオートレースの公正、円滑の実施を図るための部分でございます。これは全て小型自動車競走法で定められた

ものでありまして、先ほど大下が言いました、交付金の額も法律に定められた率によって拠出することになっております。

岡山明副委員長 11ページの特別拠出金のトータルの金額は。

上田公営競技事務所長 今、岡山委員が言われた特別拠出金は⑩の部分だと思いますが、これは全国小型自動車競走施行者協議会の特別拠出金ということで売上げの率によって納めることになっております。これは山陽が管理を行っている、当たるんですけどだけでなく、伊勢崎が行っている前からの重勝式がございます。そうした部分も売上げの率に応じまして全動協に払っております。基本的にこれはそこに含めましても全て各場共通経費としては、東京のほうにあります投票のセンター施設がございます。そうしたところの更新の経費とか、そういった部分で充当される経費でございますので、これがまた拠出してまたいろいろ返ってくるということになりますので、ここの特別拠出金は、そうした経費でございます。

河崎平男委員 全動協、JKAの交付金が払われた中で、地域還元というか、社会福祉に使っているというのは具体的に何かあるんですか。

上田公営競技事務所長 JKA交付金からは補助事業という形で実際に一般会計のほうに出しておりませんが、福祉事業団の福祉車両とか、最近、特に多かったのが、環境調査センターです。そこで2回くらい続けて検査機器の補助事業に1,000万、2,000万円程度、補助事業でJKAの部分で使った経緯がございます。こういったことをやっていますよということで一応山陽オートの日写が管理しているホームページの中で、そういった補助事業で効果が出ていると示しているところでございます。

河崎平男委員 そういった中で地域貢献されておる福祉もありますが、啓発が大事と思うんですよ。その辺をホームページでなくて市民に行くように

広報とかも啓発されたらいかがでしょうか。これも要望として言っておきますのでよろしく願いいたします。

中村博行委員長 今、全体的な事業の中で言われたわけですが、このオートレース事業会計から公益的なトイレとか施設にプレートとか何か貼っているのでしょうか。

上田公営競技事務所長 今、河崎委員が言われたようにJKA交付金からの補助事業ということで言いましたが、うちが独自でやっている地域公益事業というのがございます。これが大体1,000万円程度くらいございますが、これは新重勝式の成立状況も良くなっておりますし、ミッドナイトレース試験開催がまた本格的導入になれば、この額も増える傾向になるかと思いますが、ちゃんと事業した後は山陽オートのプレートを貼って、一年に一回程度は、広報等で告知していかないといけないと思いますので、最近できていない部分もございますので。市役所一階の競走車を展示しているところは、今、GIのスピード王の宣伝をしておりますけど、それが無い時には片方は地域公益事業の実績、片方は選手による小中学校での講演等のアピールをしておりますけど、そうした部分は、今、委員さんが言われるようにこういった取組をしているということはちゃんと広報していかなければいけないというふうに思います。

藤岡修美委員 地域公益事業が出ましたので、同じ開催以外に係る収支の7番で、設計委託料2,140万円はスタンドの改修の基本設計、実施設計という説明がありましたけど、調査委託料の550万円は何に使われるんですか。

上田公営競技事務所長 この4月から行った基本構想の分ですね。同じスタンド改修です。今回の補正が設計委託料になります。

岡山明副委員長 トータルの負債について、今年の繰上充用額は幾らでしたか。

長村公営競技事務所主任主事 今年5月臨時会で御審議いただいた、前年度繰上充用額は12億7,000万円でございます。平成29年度末でのリース料と累積赤字を含めた二つの債務が19億5,200万円になっております。

中村博行委員長 これについては返済計画を言われていますけども、改めて出されるという考え方はありますか。

上田公営競技事務所長 債務の返済計画については一つの基本的な方向として、新重勝式が1億以上の収益があるということで、当然リース料を払った上で3,000万から4,000万円程度の施設改善基金の積立てができます。一方で開催中止のほうも収益はございますので、そうしたところで累積赤字の解消もできると思いますので、5月の臨時議会で言いました通り、29年度末の累積赤字がピークだと考えておりますので、そうした部分は解消できるということです。さらにミッドナイトオートレースのこれも本格的導入になれば、かなりの改善された計画ができると思います。2月がミッドナイトレースの試験開催ですので、その結果に基づいて、3月の定例会のときには、ある程度、それを踏まえたシミュレーションといたしますか、計画が出せればというふうに考えておりますので、当然、シミュレーションはしていますけど、そこでちゃんと示していきたいというふうに考えております。

中村博行委員長 資料のほうから、開催以外、新重勝式、ミッドナイトについてですね。

岡山明副委員長 今年度の充用額が12億7,000万円です。1年間の増加分は幾らですか。トータルで12億7,000万円ですね。毎年、上がってくるとは思うんですけど、幾ら上がっていましたか。年間で。

大下公営競技事務所副所長 29年決算ベースで繰上充用をする前の歳入と歳

出を差し引いた総額は1億7,400万円程度です。単純に先ほども御説明しましたけども、1億9,256万6,000円ほどこのようにいけばなりますので、単年度収支額を上回るので繰上充用額は単純に増えないということになるかと。

中村博行委員長 ピークはすでに終わったということやね。

岡山明副委員長 もう一回言ってもらえますか。単年度で1億7,000万円の充用額が増えているという話だったですか。

上田公営競技事務所長 今までは重勝式のほうも収益は出てなかったんで、重勝式と開催収支を合わせて1,280万円ということでしたので、そもそも、その部分しか解消できなかった部分があるので、ほとんどがそのリース料の返済とか、そうした部分はありましたので、今までは平成29年度は交付金の返済額は、まだ1億4,900万円残しておりましたので、単純に言えばこの1億4,900万円とリース料返済が半分の3,836万円ございました。3,836万円と1億4,900万円足した部分から1,280万円を引いた分になるんですが、実際は引けなかった。だから1億7,000万円の繰上充用となったということです。しかしながら、30年度が1億円以上ありますので、その1億円の中からリース料を払って、なおかつ施設改善基金に積立て、そして累積赤字も解消できるところなので、三つの累積債務の解消と言っておりましたが、累積債務の解消という言い方はもう30年度の決算からはなくなるかと思えます。

岡山明副委員長 残るのは結局、7,600万円のリース代だけですよね。去年は1,280万円程度払えた。今年は最終的には、1億1,700万円返せるということですか。

上田公営競技事務所長 予算の額でいきますけども、実際に今、重勝式の収益



のほうについては1億円以上。予算ベースでいきますと、今の施設改善基金の積立金4,000万円と6,806万円の合計の約1億800万円。それと開催収支のほうで1,000万円から2,000万円ございますので、下の額程度の収益は出るかと思えます。これにミッドナイトレースの方については、とんどの形で収益が出ないようになっておりますけど、これが本格的導入になれば、さらにその収益が入ってくるというふうになります。

中村博行委員長 そうしたら資料1は終えて、ミッドナイトレースのほうの関係ですね。2ページ以降の中から質疑を求めます。

岡山明副委員長 試験開催ということがあるんですけど、この試験走行が成功すると今後どういう進め方されるのか。

上田公営競技事務所長 これについては、業界のほうの構想がございます。ただ周辺の住民対応がありまして、その住民の皆様の意向を尊重した形がございますので、あくまでも試験開催ということで止めておりますが、当然、競走会との体制も含めて、今後の本格的導入ってということで、今30年ですけど、31年度にどのような準備をするか、そして32年度、33年度に向けて、どのような準備するかっていうのがJKA、それから競走会と協議を進めております。また、試験開催が終われば、はっきりとした部分はございますが、一応、本格的導入になれば31年度にいろいろ準備を進めていくように構想しております。

中村博行委員長 内部的にはずっと協議はされるんだけど、公表はできないということやね。市民感情を含んでいるということ。

河崎平男委員 試験開催が7日ということではありますが、地元の住民対応ということで入場体験等はどうか考えていらっしゃるのでしょうか。

上田公営競技事務所長 河崎委員が言われたように、その説明が漏れておりま

した。試験開催の1節目の日曜日を避けて、平日にしておりますけど、2月18日に音量測定も行いますが、夕方、暗くなった時点で通常マフラーの音を発するテスト。それから、8時半以降の消音マフラーでのテストということで、もちろん地元の方には1月までには回覧文書を出して、このミッドナイトレースはお客さんをお呼びしないレースなんですけど、特別に埴生地域の方、自治会長の方を呼んで、中でも見てもらったり、周辺で見てもらったり、案内できるように準備していきたいというふうに考えております。また、事前の照明テストとして、山陽の方は2月に開催がございます。2月12日から14日の開催でございますが、その日の前検日、車両検査をしますが、そうしたところも、実際にはほとんど音を発しないように努力します。また、選手1名から2名程度でお願いして、実際にちゃんと照明をつけて走ることができるか、そこで一回テストします。それで2月の11日前ぐらいには照明が設定される状況になります。そしてこの試験開催のときに、実際に走ってまた地元の人も見えていただく準備はしていきます。

中村博行委員長 委員会は委員会で日程調整をしようと思っておりますけどね。ほかにミッドナイトレースについて。先ほど開催日数がミッドナイトで増えるようなことをおっしゃったけども、ミッドナイトの開催日は完全にプラスアルファと考えていらっしゃるんですか。

上田公営競技事務所長 昼間の開催日数が48日ということでミッドナイトレースはそれプラスということになります。地元説明会でも言いましたが、イメージ的に本場開催以外にずっとミッドナイトをやると捉えられた方もいらっしゃいましたが、実際には1か月昼間の開催プラス、大体6日から7日程度になるかと思っております。はなから1か月に1節程度ということになるかと思っておりますけど。

中村博行委員長 それに伴って昼間の場外発売に影響はありますか。

上田公営競技事務所長 昼間に来るお客さんには、場外発売のときの対応は当然ありますが、昼間あっても、夜9時頃までと。若干その時間で重なることがありますけど、レースそのものについてはそれ以降になりますので、その辺の体制はちゃんと整えられるというふうに考えております。

中村博行委員長 開催日数等について、次に3ページのスタンド関係について質疑を求めます。

河崎平男委員 基本設計実施設計について契約もやっていこうということですが、どのくらいの業者がいらっしゃるんですか。

上田公営競技事務所長 これまでは基本構想・基本計画で、十数社は来られたかと思えます。

河崎平男委員 今後整備事業に掛かるんですが、工事についての業者は何社くらいですか。

上田公営競技事務所長 工事については、まだそこまではちょっと構想の中では考えておりませんが、この基本設計実施設計の中で常に関係課、建築住宅課とも話をしておりますので、そうしたところと密に連携を重ねて考えていきたいと思えます。今の時点では何社かとどうかっていうのは、はっきり答えられませんが、できるだけうちのほうも効果のある工事ができるように、手続はちゃんとしていきたいといふうに思えます。

岡山明副委員長 今回、スタンドということで、コンパクトな整備、新設ということなんですけど、肝腎な部分は債務負担行為の中にもありますが、スタンドが昭和40年ということで築51年たっているような建物ですね。それに対して耐震の件を平成26年にやっているんですけど、スタンドの耐震化の調査はスタンド全体でやっていると思うんですけど、残るスタンドに耐震化の不安はないですか。

上田公営競技事務所長　今回、耐震診断を行いましたし、基本構想・基本計画の業者なんかもそうした耐震関係も考慮した上で構想を練っております。あくまでも耐震改修が必要だというふうに対象となった東西スタンド。これはほぼほぼ、解体ということで耐震改修の対象の建物はほぼなくなります。減築で西側スタンドの一階部分が残りますけど、耐震改修というのは上の建物があるから当然一階二階に今いろいろな補強しなければならないとかあるんですけど、上の建物がなくなることによって、一階部分、それも一階の屋根を撤去して屋根の構造も変えるということでございますので、若干少し補強は必要かもしれませんが、ほぼこの構想で耐震改修の対象の部分はなくなるということで、投票センターは先ほど残ると言いましたけど、あそこも大体対象ではございますが、壁を一つ設けるぐらいで、崩す対象ではございませんので、そうしたことを踏まえてこの構想ができております。

河崎平男委員　ファンに対しての配慮というか啓発はどのような形でやっていくか。それと中に入られている業者にはどのように説明されるんですか。

上田公営競技事務所長　まだ構想段階ですが、センターホールというのは残していきます。どうしてもお客さんの流れっていうのも重視して、当然イベント等、いろいろなステージもございますので、そこで食事をするところもございます。だから、そういったところもちゃんと動線を考えながら、今回この構想を作っておりますので、コンパクトな施設の中には売店程度のものはございますけど、ちゃんとした食事は今の3業者がありますけど、そういった部分ができるよう動線を作って、西から行けば、ハイビジョンホールがありますけど、そうしたところはちゃんと考えていきたいと思えます。お客さんに向けては、またしかるべき段階になったときにちゃんと報告して、こうしたコンパクトな施設にするという方向性については、私たちも見に行っただんですけど、近くにある徳山競艇がございます。あそこもコンパクトな施設ができております。両

側に古い特席の建物がありますけど、将来的には何か整備されるんじゃないかなというふうには思いますが、その徳山競艇のコンパクトな施設も参考にしております。徳山競艇は吹き抜けでもう少し大きい部分でしたけど、今回のオートについてはその吹き抜けの部分のをけたぐらいの大きさになっておりましたので、そうした部分と減築部分で残した部分をうまく活用して、お客さんが十分に快適に遊ぶことができるような、施設を目指しております。

河崎平男委員 4ページの鳥かん図を見ると、その解体後にファンの交流広場はないようですが、徳山はずいぶんそういうことで配慮されていますが、山陽オートはどういうふうな特色を出されているんですか。

上田公営競技事務所長 あくまでも施設に絞って書いております。左の残った部分が更地のような状況になっても、滑り台のようなものを建てていきますけど、必ずこれを建てるということではなくて、一応、日本写真判定と協議している部分で日本写真判定の方は、いろいろお客さんが快適に、また子供さんも、もうちょっと活用できるようなものを今、考えております。ちょっとこの場所になるのか、昔あった子供広場のところを返すのか、その辺は今日本写真判定のほうも考えておまして、これもお客さんにもちゃんと報告して、そうしたところは整備していきたいと思えます。今後、開いたところは一階の建物でも二階をスタンドにする等、よその場を見てみるとお客さんの状況に合わせてそうしたところを立てているところもございしますが、いろいろな効果を踏まえて将来的には何かできることがあるかもしれませんが、まずはここでコンパクトにして、そこからいろいろな活用を考えていくということになるかと思えます。

河崎平男委員 埴生駅との陸橋がありますよね。無人駅になってあそこを通る人を見たことがないんですよ。

上田公営競技事務所長 陸橋については当時、JRで来られるお客さんも多か

ったと思います。今回スピード王の宣伝の中にも入っていますけども、昔は埴生駅から臨時列車が出たりとかで帰りの切符のサービスもあったりして、私も自分が担当していてかなりのお客さんが来ました。でも今は、交通形態が変わってほとんど90%以上が車だと思います。陸橋については将来的には何らかの措置を考えないといけないと思いますので、そうした部分は今日本写真判定と協議しながら、あそこの陸橋をどうするかとか、考えております。ミッドナイトをすることによって、施設改善基金を蓄えて、そうした部分の措置ができるように考えてまいりたいと思います。

中村博行委員長　ほかはいいですか。

水津治委員　この工事に関係して、場外なり本場開催なり開催日数は、工事と並行してされるのかお尋ねします。

上田公営競技事務所長　一応、私たちの構想としては本場開催も審判が肝になりますので、審判の仮設棟を造って、本部は残る西側の特席等に移設して本場開催をしながら、発売所が第5投票所で西側のほうになりますので最初一段階として崩すところについては、発売もできますので、できるだけ本場開催しながら場外発売しながら、コンパクト施設ができればそこに機能は全部移りますので、西側を解体する間は当然できることで、何日間かどうしてもできない部分があるかと思いますが、できる限りで、そこはできる体制でやりたいというふうに考えております。ちなみにほかの場の浜松とか川口のほうでは、場発売もできない、本場開催がどうしてもできないという日はあるみたいなんですけど、山陽場としては、そこはできるだけないようにしたいというふうに考えております。

奥良秀委員　今、ずっと説明を受けて、山陽オートレース場の借金が、少しずつ早いピッチで返されていくことの説明を受けて、とても嬉しいなと思いました。分からないことが2点ほどありましたので、質問させていた

できます。まず一つが日数なんですけど、先ほど日中プラスアルファというお話があったんですが、日中にやって、その後、夜をやるのかそれとも別の日にやるのかというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

上田公営競技事務所長 奥委員が言われた日数の関係ですが、昼間の開催は48日あります。その後のレースについては一応、ミッドナイト本格的導入になってナイター施設が出来たとしても、これは地元説明でも行いましたが、ミッドナイトの基本的には専門であると。じゃあナイターレースをやるのかってということがございましたけど、お客さんの要望といろいろ聞きながら、1節、2節、例えば盆レースとかでやる可能性はあるかもしれませんが、やっぱり山陽場の商業圏といいますか、そういうところも考えて、あまりナイターレースでは飯塚とか伊勢崎、川口のように収益が出ると余り見込めてないので、主にはミッドナイト専門になるかと思います。

奥良秀委員 もう一点なんですけど、工事の工程計画があるんですけど、工事工程が40か月予定されているんですけど、各工程があると思うんですけど、これは例えばAの1次の工事、2次の工事、3次の工事と工期を分けてやられるのかお分かりでしょうか。

上田公営競技事務所長 一応、この構想については、業者とも話しますが、事前に建築住宅課と協議をしております。私は工事に携わってなかった分、一気にできるかと思いましたが、東西スタンドということで、基本的には1期工事、2期工事という形にはなると思います。

奥良秀委員 その中で、概算の工事費が15億円、その他改修工事を入れると、18億、19億円という工事費用になってくるんですけど、基本的に、これも入札なんですけど、どのぐらいの規模でJVとか地元業者とか、そういうことは今の段階では考えられているのでしょうか。

上田公営競技事務所長 細かいところは、まだまだ今後、関係課とよく協議していかなければなりません。解体については当然、解体業者になりますけど、その他の新設改修、またその他の工事の中には外構とかいろいろな電気施設とかございますので、主体的な工事に関わる部分については、できるだけ地元の山陽オートということで、当然、市の工事の方向性を尊重して、ちゃんとその辺は地元にも効果のある工事ができるようなところで考えていきたいというふうに思っております。まだ今の段階では具体的にはあれですけど、ここの構想に持っていくまで考え抜いてきたので、業者については今後、関係課、建築住宅課それから管理室等ございますが、そうした部分とよく協議しながらやっていきたいと思っております。

奥良秀委員 今出ました、建築住宅課ですね。ここで例えば別の常任委員会になるんですが、市民館であったりそういうところっていうのが、かなりそのまま発注はしているけど不落札であったりとか、そういった問題がかなり起きています。そういった問題にならないように、設計は設計業務できちんと完成品を頂いて、入札を行っていただけるように、これはもうこの山陽小野田市の公共工事というものが、みなさん御存じだと思いますが、今、設計業務に対して、すごい不安があるんですよ。だからそこをきちんと管理、あとは見られる人は、一般質問でもさせてもらったんですが、人数を増やすとか、そういったことによって、この工程表が本当にこの工程でできるように、進められるような人員、技術を集めていただきたい。これは意見として要望としてお願いします。

中村博行委員長 これは懸念されるところなので十分留意されて進めていただきたいと思っております。

岡山明副委員長 スケジュールを確認したんですけど、2020年はオリンピックの年ですよね。オリンピックの年に本場の部分に関して、パラサイクリングの練習会場として使われますよね。2020年の前半に練習さ



れるんでしょうけど、その練習の期間とアスベストの補修じゃないけど、その工事とぶつかっちゃうみたいな感じがあって、その間おそらくオリンピックの春先の部分で、パラサイクリングとして実際問題で使えるかどうかという、アスベストという表現が抱えているから、ちょっと不安を感じたんですが、その辺は問題ないですか。

上田公営競技事務所長 アスベストは当然、気を付けてあります。実際パラサイクリングの合宿については、競走路から選手宿舎。そちらのほうになりますので、そうした危険性はないというふうに捉えています。実際にこれまでも調査する中でやはり当然、本場開催のときには、もうお客様を入れないところになりますが、今回アスベスト除去については当然、東西スタンドにお客さんがいない、場外発売のときにやるかもしれませんが、かなり処理については今までも見たことありますけど、いろいろな外に漏れないような処理をして、そして嚴重な、業者のほうも体を覆うような宇宙服のような防御をしていますので、内にも拡散しないように処理はされているんですけど、それについてはまたお金が掛かります。たしか億単位の分がございますので、直接そうした部分への影響、もちろんパラサイクリング合宿の選手もそうですし、それから一般のスタンドに入ってくるお客さんにも影響がない日を選んで、そしてやっていきたいと考えております。

中村博行委員長 今までアスベストの問題については、ほとんどないみたいな答弁が執行部からあったんですが、改めて出てきたというのは、オートレース場については今まであまり調査がされていなかったということですか。

上田公営競技事務所長 調査はちゃんとしております。法令に定められたものなのでアスベストが拡散しないように、処理を行っておりますけど、今回は解体になりますけど、解体する前にその処理を行ってその後に解体となりますので、解体はアスベスト処理と一緒にできるのかと思いまし

たけど、基本構想の中でこれは別の工事になるということで、工事費を節約しなければならなかったんですけど、ここの部分はやむを得ないと思っています。

岡山明副委員長 最後に聞きたいんですけど、約19億円くらい使うみたいなんですけど、今、山陽オートに負債が19億8,000万円くらいあると思うんですけど、同じような金額が使われるということで、大丈夫なのかなと思ったんですが。また一気に19億円という借金を抱えるという状況の中で、今回みたいに、重勝式で18億円くらいの売上げがあったんでしょけど、それが定着する形になれば1億円の返済が進むという状況なんでしょけど、一気に19億円というこの金額は市民の納得がいくかどうか、その辺ちょっと、今、不安を感じているんですけど、その辺はどういう形で数字をはじき出されたか、私、理解できんですけど、それだけちょっと話していただきたいんですけど。

上田公営競技事務所長 これについては、今、いろいろな形の中で事業を推進しております。今後、もちろん開催収支による収益増、それから重勝式による収益、そして施設改善基金にも積立てていきます。その次にミッドナイトの試験開催も行っておりますが、今後オートレースの事業の推進の中で国庫補助も活用しながら基金確保にも努めて、実際、この工事に関して、ランニングコストはあれですけど、実際の工事費約15億円について、これに国庫補助、単純に主体工事の3分の1という3億円程度ございます。基金が4億円と考えても残りの額についても、業界の各関係機関といろいろ連携しております。こうした部分で財源を確保していけるように、調整を行っております。これに伴って施設改修を行ってまいりたいと思いますので、その方向でこの設計をまず30年度取り掛かりたいというふうに考えております。

中村博行委員長 実質的には15億円のうち半分くらいということですね。ほかにはありませんか。全般でこれだけはこののがあれば。写真を含め

て。それでは質疑を打ち切ります。それでは議案第99号に討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に移ります。議案第99号、平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第99号は可決すべきものと決定しました。以上で終わります。ここで職員入替えのため休憩で、50分から再開です。

---

午前10時43分 休憩

---

---

午前10時50分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続開いたします。それでは審査番号2番議案第96号平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

河合経済部長 審査に入ってください前に、まず去る12月2日に市卸売市場におきまして農林水産まつりを開催させていただきました。当日は天候にも恵まれましたが、イベント等も一新いたしまして、例年になく盛り上がりが見られたところでございます。この農林水産まつりに産業建設常任委員会の皆様にも御参加いただきまして誠にありがとうございました。今後とも農林水産業の振興につきまして御理解、御協力またしたた激励のほどどうかよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

中村博行委員長 本当に農林水産まつりは大盛況でよかったですね。一番成功した原因は何だと思えますか。

河合経済部長 このたびイベントを一新いたしまして、企画のほうをお願いしたところ非常に盛り上がりました。そこが一番の成功の原因だと考えておるところでございます。また来年以降もよろしくお願いいたします。

深井経済部次長兼農林水産課長 それでは議案第96号平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算について御説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。今回の補正は、9月議会におきまして、平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が認定されました。この決算におきまして次年度繰越金が15万円と確定いたしましたので、それに係る歳入の補正でございます。まず、下の段、3款1項1目繰越金は、先ほど申しましたように、次年度繰越金の確定額が15万円となりましたので、当初予算の1万円との差額14万円を増額するものです。それに伴いまして、2款1項1目一般会計繰入金は、当初予算752万円から14万円減額し738万円とするものです。以上御審議くださいますようお願いいたします。

中村博行委員長 ざっと説明がありましたが、質疑を求めます。

河崎平男委員 これについては一般会計繰入金が減ということではありますが、今年度の取扱高が増えているということですよ。

深井経済部次長兼農林水産課長 この特別会計については施設の維持管理に係るものでございますので、市場の取扱いとは関係ございません。

中村博行委員長 運営は関係ないということやね。

河崎平男委員 一般会計繰入れが減ったんでしょ。減ったということはそれほどの会計が良かったということやろ。なら、一般会計繰入れが減る必要はないやろ。取扱いがあったからということやろ。そういう解釈でないとプラマイゼロということにならんやろ。

中村博行委員長 繰入金の減額の理由よね。

深井経済部次長兼農林水産課長 市場の運営とは関係ないと先ほど申しましたけれども、歳入のほうで使用料及び手数料のところでは市場からの歳入がございます。それが少し予算よりも多かったということも一つ原因としてあります。

中村博行委員長 多いから使用料が増えるね。普通考えれば市場の内容が良くなったために使用料が増えたんじゃないかと。それで繰入金が減額されたんじゃないかというふうになると思うんですけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 9月のときにも御説明いたしましたが、委託料で入札による残など不用額が81万5,000円ありました。それが最も大きな要因と考えており、結果、繰越金が15万円ほど発生したというところがございます。

中村博行委員長 委託料は減があるんか。市場のことを聞いておこうかね。市場について何か特段変わった状況があれば、この際でするので取締役会とか何らかあれば。

深井経済部次長兼農林水産課長 市場の運営につきましては、かねてより、いろいろ御指摘をいただいております。その中でこのたび中央青果と青果販売、これの経営状況等の外部監査を先日、市外にあります税理士さんをお願いしたところでございます。

中村博行委員長 まだそういう段階であるということですね。

中岡英二委員 今、市場内において商品の調達というか産地でも出荷量というのが増えています。その辺の入荷量は小野田の市場においては、かなり

入荷されて売り残しがないように販売されているのかお聞きしたいんですが。

深井経済部次長兼農林水産課長 通常の競り、あるいは相対で売れ残りがないようにしておるところでございます。ただ、どうしても売れ残りが出たという場合につきましては、以前からも御説明していると思えますけれども青果販売が買取りをしております。そういったところで売れ残りのないように努めているということでございます。

中村博行委員長 表立ってはそのということやね。よろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がないようですので、採決に移ります。議案第96号平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算第1回について賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第96号は可決すべきものと決しました。それでは引き続き審査番号3番議案第113号山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について説明を求めます。

河口経済部次長兼商工労働課長 商工労働課河口です。よろしく申し上げます。説明の前に、議案第113号、114号共にありますが、参考資料について説明します。事業者とのヒアリングと実績報告書を基に作成しました指定管理者評価表、指定管理者制定委員会審査集計表、公募に当たり事業者に示しました指定管理者募集要項、管理業務仕様書、指定管理者審査基準表、事業計画書のほうも添付させていただいております。それでは、議案第113号山陽小野田市商工センター指定管理者の指定について御説明いたします。本市の公の施設である山陽小野田市商工センターの指定管理者を小野田商工会議所に指定することについて、地方

自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。山陽小野田市商工センターにつきましては、平成31年3月31日で3期目の期間が終了いたします。このことから、4期目の指定管理者について、市広報10月1日号及びホームページにおいて、平成30年10月1日から10月31日までの期間で募集いたしましたところ、小野田商工会議所1団体から応募があり、11月14日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行いました。参考資料②の審査集計表のとおり6名の審査委員（行政4名、学識経験者1名、公募1名）により4つの審査項目について審査を行いました。審査結果は50点満点で審査平均点39.8点となり、基準点の25点を上回りましたので、小野田商工会議所を指定管理者候補者に選定することになりました。指定の期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3か年で、指定管理料につきましては3か年で限度額は1,595万円です。指定管理業務仕様書に記載した維持管理の内容を実施するために必要な人件費等を算定し、前回の額から税抜きで1年間94万8,000円の増額としております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 いきなりこれだけの資料が出たので若干時間をいただこうと思いますが、もうあればどうぞ。

岡山明副委員長 指定管理は三階、四階と指定されていますよね。一階、二階とほかの階はどうなっているか確認したいんですが。どういう管理をされるか。指定管理とは別なんですけど。

河口経済部次長兼商工労働課長 一階は商工会議所にお貸ししておる状況でございます。二階も商工会議所のほうにお貸ししていただき、その会議場所につきましては商工会議所のほうで管理をしていただいております。三階、四階が市の貸館ということで、その申請書を出していただき、その使用料を市のほうに納めていただいているというのが現状でございます。

います。

岡山明副委員長　そうすると、二階は商工会議所が貸し出すという形だったんですね。

河口経済部次長兼商工労働課長　その通りでございます。二階までお貸ししていますので、小野田商工会議所が貸す申請をしておられます。

岡山明副委員長　あと、問題は市の使用料と商工会議所の使用料の差はないんですかね。あくまでも市の管轄の料金徴収になっているか確認したいんですが。

河口経済部次長兼商工労働課長　三階も二階も条例に基づきまして同じ内容で使用料を納めていただいているということでございます。

奥良秀委員　指定管理者選定委員会の件について教えていただきたいんですが、指定管理者選定委員会の選定基準というのはどういったものがあるでしょうか。

佐貫企画政策課行革推進係長　企画政策課の佐貫と申します。指定管理を統括しておりますので、私のほうから回答させていただきます。指定管理者の選定委員会については、市のほうで指定管理者制度事務マニュアルというのを設けております。その中でメンバー構成についても決めておりまして、市の職員とあと公募の委員等によって構成することになっております。市の職員については4名で公募の委員については基本的には3名から2名というふうになっております。公募の委員がいない場合は学識経験者ということで、例えば商工会議所の会計とかに詳しい方とか、施設の状態に詳しい方について学識経験者を選定するようになっております。以上です。



中村博行委員長 この審査員の人数は限定されているんですか。柔軟に対応されるんですか。

佐貫企画政策課行革推進係長 人数は市の職員は4名で決まっております、公募の委員あるいは学識経験者は3名以内となっておりますので、合計で7名以内となっております。

奥良秀委員 今、学識経験者という説明があったんですが、昨日、総務文教常任委員会のほうでも例えば市民館であればスポーツ等に精通されておられる方が学識経験者に入るというような説明があったんですが、今回この商工会議所の場合の学識経験者の定義というのはどういったところになるのでしょうか。

福田商工労働課商工労働係長 商工労働課の福田です。商工センターにつきましては、商店街等の振興組合、そういったところの商業について知識を有されている方を学識経験者ということで依頼をさせていただいております。

奥良秀委員 ということは、商店街の組合の組合長さんとかそういう方でよろしいですかね。

福田商工労働課商工労働係長 そういった団体に委員の推薦をさせていただきまして、御推薦をいただいた方を学識経験者として選定させていただいております。

岡山明副委員長 この商工センターの建物自体は市の所有なんですかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 市の所有でございます。

岡山明副委員長 一階、二階の商工会議所のうんぬんという話が出ていたんで

すけど、これは一階、二階の取扱いはどういう形になっているんですか。

河口経済部次長兼商工労働課長 一階、二階を占用するという形で商工会議所から申請をいただいて使用料を頂いておるところでございます。

岡山明副委員長 商工会議所が一階、二階を占用して使っているというのと出張所がありますよね。あそこのレストランが今、空いておるんですが、あの部屋は商工会議所から家賃を徴収しているんですか。

河口経済部次長兼商工労働課長 基本的には貸しているときは貸しているところから使用料を頂いていましたが、今、空いていますので市の所有になっております。今、あそこを相談所にしようということで今年度の予算で計上させていただきますので、そこはうちが主体として相談所ということにしておりまして商工会議所が使われるということも一応許可しようというふうに思っております。

岡山明副委員長 駐車場の件なんですけど、使用料というのは市の規制か何かで料金が決まっているんですかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 基本的には駐車料金は市に入ってきてはおりません。商工会議所の管理でやっただいていてということになります。

河崎平男委員 指定管理者を指定しての効果はどんなところがあるんですか。

福田商工労働課商工労働係長 今、商工センターのほうは商工会議所さんに現在も指定管理をしていただいております、三階の貸館部分で商業に関する珠算検定であったり、講座であったり、また、物産展をやったり、そういった団体と広くつながりのある会議所が商業振興に資する事業であったり、検定であったりを広くPRしていただいておりますという状況に

なっております。

河崎平男委員　そういう効果があるということで、その使用される件数というのは年々増えているんですか。

福田商工労働課商工労働係長　使用の状況については実は近年で落ち込んでいるところもございまして、このたび、この選定委員会のときに以前は7,000人ぐらいの利用があったんですけども、現在3,500人ぐらいに落ち込んでおりますので、また多いときの水準に戻すための例えば今まで使ったことのないような女性の団体であったり、地元の自治会であったりそういったところにもしっかりとPRして使っていただくような働き掛け、取組をしていきたいというお話も候補者から出ております。

中村博行委員長　これは公募をされたんでしたよね。ずっと1社だけということですけども、公募の意味がないような気がするんですが、建前上されているんじゃないかと思うんですけども、その辺りについての考え方というのはありますか。

佐貫企画政策課行革推進係長　残念ながら今回の指定管理者7施設ほど更新になっておりますが、一つは単独指定といたしまして、公募はしていないんですが、それ以外のところは一社しかありませんでした。ただ問合せがある場合もありますし、昨年度、公園で2社公募があって選定した場合もありますので、公募というのはしていかなければならないというふうに考えております。

藤岡修美委員　指定管理料、それが今回484万8,000円上がっていますが、その根拠がありますか。

福田商工労働課商工労働係長　こちらは仕様書に示させていただいております管理事業を適正に管理していただくために、人件費等を市のほうでいま

一度精査させていただきまして、今までは三階、四階の指定管理なんですけれども、もちろんこの商工センターというのは土日も貸館業務として開いてるところもございまして、商工会議所さんの持ち出しと言ったらなんですけれども現在の指定管理料ではなかなか厳しい部分もあったというふうな報告も受けておりまして、市で改めまして適正に使われた方にも不便のないようにきっちり管理ができる体制というのを積算させていただいた結果、今回、人件費等の積算を増額させていただきまして、今回の数字とさせていただいております。以上でございます。

中村博行委員長 確か前回私の記憶ではもうはなから少ないじゃないかというような指摘があったような気がするんですよ。そういうことも加味されているということですかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 委員長の言われるとおり前回のとき、委員会記録を見ている中でも初めから少ないではないかという御意見もあったところもあります。今回その辺も含めて商工会議所とも意見交換をする中で、先ほど福田が申しましたように人件費の関係が十分でない。持ち出しという意味ではないんですけども、負担があつたりするということもありましたので、そこをもう一度精査させていただいたということで、今回はこういうことで増額をさせていただいたというのが現状でございます。

中村博行委員長 単独で競争原理が働かないという懸念もあるし、逆にこの施設は主に商工センターが使えるのが一番ベターというかベストという感じも受けるんですよ。これで3年と5年の本会議場でもあったと思うんですけど、こういった施設は労働会館も含めてですけど、見直してここが一番ふさわしいと思われたら5年ということの変更とかは考えられないんですかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 商工センターは一時期5年というのがござい

まして、それが前回から3年になったということでございます。基本的には管理の維持というのがメインで、貸館業が多いのとその中で商工会議所を通してのいろいろな利用増をしていくということになりますので、今のところ状況の変化も多分出てくると思いますので、3年の期間ですれば適宜的に使用料の見直しとかもできるのかなというふうに思っております。

河崎平男委員 指定管理料は少ないほど評価が高いということですよ。そういう理解をしておいてもいいんですか。

河口経済部次長兼商工労働課長 審査の基準の中でも、うちが積算したものよりも少ない委託料でできるということになれば、点数が上がってくるということでもありますので、それだけの経営的な努力もされるということも含めまして点数が上がっているということになります。

河崎平男委員 そしてこのたびは上がっているということは、そういう意味になるんですか。指定管理料が人件費等について少ないほうが実際はいいんではないんですか。

河口経済部次長兼商工労働課長 少ないほうがいいんですけど、適正に先ほどお話ししましたように人をこういうふうに充てていくということに当たって商工会議所のほうが少しきつい思いをしながらされるというところを精査しましょうということがありましたので、上がったと。その上がった中で商工会議所も管理をする中でも少しでも安くできないかということで、若干下がっておったという状況でございます。

中村博行委員長 ちょっと膨大な資料だからね。この資料っていうのは前もって頂くということとはできないのかね。前、都市計画かどこかで公園のときに指定管理については前もって頂いていたような記憶があるんですが。

河口経済部次長兼商工労働課長 申し訳ありません。今日お手元に入ったということになりますので、次回からは早めに提出をしたいと思っております。

中村博行委員長 そのほうが、委員会審査が円滑にスピーディに進むと思います。概ねは今までどおりということだろうと思いますけど。

奥良秀委員 これが指定管理者のことに関係あるかどうか分からないんですが、小野田商工会議所さんのほうから、今、商工会議所の外観は、かなり老朽化が進んでタイルも剥落している中で、こういうふうな改善を要請しますよというようなお願いみたいものは挙がってきているのでしょうか。

河口経済部次長兼商工労働課長 商工会議所のほうからは、特に市がこういうふうにご考慮されているからということで意見はありませんが、市としても今の外壁の状況は地域の方々のお話も伺う中、総合管理計画の個別計画を32年度までに策定するということがありますけども、それも含めて、まだあそこは新耐震基準ではありませんので、また一緒に調査もするかどうかということも含めて検討して、もし、そのまま維持していくのであれば耐震の改修と合わせてしていくほうがいいのかと担当では思っておりますが、それは今検討中でございます。地域の方とか外部の方から見た目とかは言われますし、今、危険な箇所だけを取り除いたところでございますので、側面と裏面というのはまだ費用は掛かると思っておりますので検討していくということにしております。以上でございます。

奥良秀委員 私は、商工会議所はよくお邪魔させてもらう施設なんですけど、もう漏水が外観から見てもらえば分かるんですけど、ひび割れであったり硬度ジョイントであったりいろいろありまして、かなりの老朽化が進んでいます。雨漏りであったり、立て付けが悪かったり、いろいろな苦情というか、自分が使っていても壁が剥げてきているとかもありますので、そういったところも使用者の減少につながっていると思いますので、32

年度というお話もあるんですが、早期にやっつけていかないと、今度はもしかしたら指定管理者をしてもらえないかもしれませんよね。1社しかないのにしてもらえなかったらどうするのという話になりますので、そういったことも考えていただいて、できるだけ早期に検査などはしていただきたいと思いますので、要望としてお願いします。

中村博行委員長 市の公共施設の再編計画等々の中にどのような位置付けになっているかということもあろうかと思うんですけど、その辺、今の要望ということではなくて商工センターの建物自体についてどういうふうな考え方をされているかということ。

河口経済部次長兼商工労働課長 商工センターの在り方ということも含めてそのまま継続していくという考え方と、それから複合的なものも考えるべきかなということもありまして、これをどういうふうにしていくかということも含めて検討段階にあり、検討するというところでございます。以上です。

水津治委員 この指定管理は三階と四階となっておりますが、仕様書3の項目で1から7まであるんですが、一階と二階にも電気、空調、エレベータといったものがあると思うんですが、これは面積に応じて案分してあるのか、三階、四階を指定するとしながら4の仕様書では全体を示しているように思えるんですが、どうでしょうか。

福田商工労働課商工労働係長 今、議員さんのほうから御質問があったエレベータの保守や空調の維持管理等につきましては、今言われましてとおり指定管理は三階、四階となっておりますけれども、こちらのほうは面積案分とかにはなっておりませんので、一体として維持管理をお願いするというふうな形の仕様書となっております。

中村博行委員長 それも含めた指定管理料ということですね。ほかにはよろし

いですか。それでは、質疑を打ち切ります。よろしいですね。それでは討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、採決に移ります。議案第113号山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第113号は可決すべきものと決しました。引き続き、審査番号4議案第114号山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について。執行部の説明を求めます。

河口経済部次長兼商工労働課長 それでは、議案第114号山陽小野田市労働会館指定管理者の指定について御説明いたします。本市の公の施設である山陽小野田市労働会館の指定管理者を日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。山陽小野田市労働会館につきましては、平成31年3月31日で4期目の期間が終了いたします。このことから、5期目の指定管理者について、市広報10月1日号及びホームページにおいて、平成30年10月1日から10月31日までの期間で募集いたしましたところ、日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会1団体から応募があり、11月14日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行いました。参考資料②の審査集計表のとおり6名の審査委員一行政4名、学識経験者1名、公募1名一により四つの審査項目について審査を行いました。審査結果は50点満点で審査平均点38.0点となり、基準点の25点を上回りましたので、日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会を指定管理者候補者に選定することになりました。指定の期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3か年で、指定管理料につきましては3か年で限度額は2,028万円です。指定管理業務仕様書に記載した維持管理の内容を実施するために必要な人件費等を



算定し、前回の額から税抜きで1年間8万4,000円の増額としております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

河崎平男委員 指定管理者を指定してどういうところに効果がありましたか。

河口経済部次長兼商工労働課長 こちらも主に施設の管理、それから貸館ということになっております。指定管理者につきましては、利用を促進するために相談業務も含めて業務をしていただいているところでございます。あとは快適な使用ができるということ、またリピーターを増やすということになろうと思っております。以上でございます。

岡山明副委員長 この労働会館も駐車場があると思うんですけど、この駐車場の料金はどうなっているんですかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 駐車場は無料でございますので、どこにもお金は入ってきておりません。

岡山明副委員長 話が戻るんですけど、商工センターは有料ですよ。そしてこちらは無料と。何の基準をもって有料と無料というのがあるんですかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 商工センターの駐車場につきましては、そこは意外と街中ございまして、労働会館も街中といたら、そうですけれども、そこに置いてどこそこに行かれるという方がおられますので、商工会議所としてはそこを管理する上で使用料を取っておられると。労働会館につきましても隣にショッピングモールがありまして、十分な駐車場もありますので基本的には労働者のために利用されますので、取っ

てないのだろうとっております。

岡山明副委員長 非常に苦しい回答ではないかと私は思ったんですけど、有料、無料にする市の分け方の明文化された規約などがありますか。

河口経済部次長兼商工労働課長 商工センターにつきましては、基本的に整備をするのにも商工会議所のほうにお願いしております。労働会館につきましては、整備は市のほうで、当然修繕も含めて大きなものは市のほうでやるということになっておりますので、その辺の違いで使用料の関係を会社のほうで取っていると。金額的には余り大きなものではなく、使用される方については基本的にその日、帰られる分でいちいち全部取っているわけではございませんので、館を利用される方については取るのではなくて、そこに置いてよそに行かれるとかそういう方について駐車料金を取っているというのが現状だというふうに思っております。

岡山明副委員長 今、商工センターのほうは利用者の方も駐車料金取りますよ。よそに行かれる方が駐車料を払うと言われましたけど、利用者も駐車料金を徴収されています。そういう部分の話が違うんですけどね。

河口経済部次長兼商工労働課長 基本的にはそういう方は1台50円ほど取っておられるということでございます。置いて行かれる方については、500円ほど取っていると。差は付けておられるみたいでございます。だから利用される方のブースとか使われる場合は、そこに行かれて用があってすぐ帰られる方についてはそういうことではないと思います。集会とかに出られた方についてということでございます。

岡山明副委員長 そういうことで委託といいますか、貸している商工会議所の駐車料金とは個別に決められると。市がうんぬんではないと。あくまで貸している商工センターのほうで駐車料金を決定されるということで市に関しては駐車料金の金額的関与はないということで、文書もないとい

う解釈でいいですね。

河口経済部次長兼商工労働課長　そうです。金額についても膨大な金額とかではない限り、うちのほうもお話しをすることは無いと思っております。

藤岡修美委員　指定管理料なんですけども、評価表の一枚目の指定管理料608万円という記入があって、その裏のページの収入状況のところの指定管理料が28年度実績で656万6,400円。で、今回の単年度の指定管理料が616万4,000円になっていますけれども、この違いというのはなんなんですか。

河口経済部次長兼商工労働課長　これは消費税が入る前の金額でございまして、消費税を入れるのが31年度は基本的には9月までが8%の消費税、10月以降が10%の消費税ということでそこで積算をしているところでございます。後は先ほど申し上げましたように人件費、最低賃金も上がっておりますのでそれも加味しましたところで、今回1年間で8万4,000円ということで増額、これ消費税前ですけども、増額しているということでございます。

中村博行委員長　利用状況で年々人数が減っているという状況でこれの原因と考えられるようなことが分かりますか。

河口経済部次長兼商工労働課長　利用についてはほとんど労働者のための会ということも含めてあったんですけど、普通の卓球教室も当然含めて定期的に利用者がおられます。後は組合としての集会の数がちょっと減ってきているということもあるかもしれません。その辺もあって利用者も減ってきているところもありますし、大きな催しとかも若干出てきていないのではないかとこのように思っています。あとは利用していただくところは利用料金制ではないので電気を使うと電気代が発生するということがありますけども、できるだけ節約しながら利用していただく促進を

していこうというふうに思っております。これはなかなか難しいところではございますが。

中村博行委員長 施設の維持管理での要望というのは挙がっていますか。維持管理で改善しないといけない、例えば前回のときには暗いとか電球がついてないとか細かい指摘があったと思うんですけどね。そういったことを含めて、その後維持管理をする上での要望等があれば。

福田商工労働課商工労働係長 前回の御指摘が例えばトイレが暗い、電気が消えているというところは自動でつくような形で普段は節電になるんですけども、利用されるときに電気がつくように。入られてすぐ暗いという状況ですと利用される方も利用しにくいという状況もございますので、全く必要ないところは節電という観点から指定管理者のほうも対策は取られておりますけれども、利用者があるときは明るく利用できる形で必要な部分は使いやすいように電気等をつけていくようお願いはしておりますのでございます。

中岡英二委員 指定管理の期間が3年、5年とありますが、市とのこの期間の定期的な会合は何回ぐらいされているか。

福田商工労働課商工労働係長 定期的な会合というほどのものではないんですけども、使用料を市に納めるということで最低でも2週間に一度は集金にお伺いさせていただいて、そのときに状況や御意見がないか意見箱等も設置させていただいておりますして利用者の方から館に関してのお話とか要望とかが挙がっていないとか状況などは逐次、確認させていただいております。以上です。

中岡英二委員 そういう利用者の要望などは指定管理者とどのように解決するかという会合についてお聞きしたんですが。

福田商工労働課商工労働係長 市と管理者のほうで解決しないといけない事案が発生した場合には御連絡をいただいて適時、話し合いをさせていただくという形で対応させていただいております。定期的にいつ毎月何日というような形で会合を持っておるような状況ではございません。

中村博行委員長 大きい課題とか普段はないというふうに考えていいですね。

福田商工労働課商工労働係長 うちには何か課題とか問題が発生してないかというのは確認させていただいております。

藤岡修美委員 市民館が使えなくなって会議室の需要とか、こちらのほうに回っているというような把握はされていませんか。

福田商工労働課商工労働係長 私の感覚というかやはり受付の方とも話をすると今まで使われていなかった方が市民館でという理由は言われているか分からないんですけども、会議所を使いたいというふうな若干ではありますけれども、新しく使われ方が増えているという状況は聞いております。

岡山明副委員長 この報告書の中で利用者の利用率の集計はありますか。各部屋の2、3年前の過去の利用者数とかありますか。裏面にあるんですね。

中村博行委員長 指定管理者の名称が変わりましたよね。それで新たにこの西部地域協議会というふうになったと思うんですけど、ざっとどういう組織かというのは御説明願えますか。

河口経済部次長兼商工労働課長 組織は2年ぐらい前に組織改編がありまして、連合山口という組織は変わっておりません。で、そのこの本部の地域の範囲というのが変わったということで、当初から昔の市協から考えれば2

回変わっているという状況です。今回は中部だったというふうに思います。今回は西部ということで、下関を中心に本部を置きながら下関市と宇部市と山陽小野田市と三つです。本拠地である下関を中心にこちらの施設についてはそこで、その小野田地域が活動できる拠点として今回この事務所を設けておられるというような状況でございます。

中村博行委員長 それから気付きですけど、先日、優良労働者の表彰があった際に二階のフロアが滑りやすくて転んだ方がいらっしゃったんですが、それ1件だけならたまたまかなと思ったら、職員がまた滑りましたよね。そういった状況があるので危険ということからフロアを見直されたほうがいいと思うんです。その辺をお願いしたいと思います。たまたまああいう滑り方をするとは考えていなかったんですが、打ちどころが悪かったら大変なことになっていると。せっかくのお祝いの席でということを考えてしたのでフロアの改善をお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がないようですので採決に入ります。議案第114号山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい、全員賛成です。したがって議案第114号は可決すべきものと決しました。以上で商工関係は全て終わります。これで午前の審査を閉じまして午後1時から再開したいと思いますので、その間休憩に入ります。それでは暫時休憩。

---

午前11時46分休憩

---

---

午後1時再開

---

中村博行委員長　それでは休憩を閉じまして、午後の委員会を続けます。それでは審査番号5番、議案第104号山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

榎坂建設部次長兼土木課長　それでは、議案第104号山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。道路占用料については、国道は道路法施行令。県道は山口県道路占用料徴収条例。市道は山陽小野田市道路占用料徴収条例により単価を定めております。国土交通省においては道路占用料制度に関する調査検討会報告書の占用料算定基準の見直しと、3年程度ごとに改定を検討することが妥当であるとの提言を受け、平成20年、平成23年、平成26年、平成29年と3年毎に道路法施行令を一部改正しております。山口県においては平成26年に国に準じた占用料の見直しを行っており、今年度も平成29年度の国の改正に準じた占用料の見直しを行ったところでございます。本市においては従前から山口県の条例に準じて山陽小野田市道路占用料徴収条例を制定してきたところですので、県条例に準じて占用料を改正することといたします。それでは改正点の御説明をいたします。議案参考資料の新旧対照表を御覧ください。別表の第2条関係の左側が改正後。右が改正前の額となっております。道路占用料単価は改正前と比較して約3分の1となります。それから単価の他に別表の備考6も改正し、占用面積等の端数処理の処理方法を精緻化します。改正前は1平米または1メートル未満の端数があった場合切り上げて計算していたものを改正後は0.01平米または0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することとなります。条例の改正内容は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長　説明が終わりましたので、質疑を求めます。

河崎平男委員　占用料の徴収の関係ですが、改正前と改正後の影響額はどのくらいなんですか。

井上土木課主幹 占用料の改正に伴いまして、ほかに法定外とかいろいろ影響が出るんですけど、総計しまして約1,500万円の減額となる予定です。

中岡英二委員 占用料の額が改正前と改正後、今言われたようにかなりの額が減っているんですが、その理由は。

中村博行委員長 国からずっと下りてきたと思うんですけど、理由が分かれば。

井上土木課主幹 単価につきましては、国が見直したときに固定資産税の評価額を勘案して金額を算定していると聞いています。長期間変えていなかったから一気にガクッと落ちたということです。3年でそれだけ一気に3分の1になったという意味ではないんですけども、当初制定したときから何年かたちまして、見直したときに価格が下がったということです。今後は3年ごとですから徐々に下がって、国も下げてきているところですよ。

藤岡修美委員 今の考え方でいくと、都市で地価価格が高いところについては占用料も高くなると考えていいですか。

井上土木課主幹 当然地価が上がれば占用料についても上がるということです。

河崎平男委員 影響額は1,500万円の減額ということではありますが、占用料の充当はどこに充てていたんですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 充当については土木課では把握しておりません。

中村博行委員長 平成17年以降、市としては変えていなかったわけですか。長期に変えていなかったから一気に差が付いたということですけど。こ



ここに示されているのは平成17年の条例第96号となっておりますが、県は26年、29年に改正されて、県に準じるという説明がありましたが、本市としては17年以降変わっていなかったということですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 そのとおりです。

岡山明副委員長 山陽小野田市は17年以降はない。他市も同じような感じですか。

井上土木課主幹 13市あるうちで県に準じた改定を行っているのは、平成29年度までで、13市のうち6市は行っています。今年の改正は他市の状況を見ますと一応山陽小野田市が県に準じて7番目ということですか。

河崎平男委員 さっきの1,500万円の充当を把握していない。歳入だけをやって、充当は財政に任しているということですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 そのとおりです。

岡山明副委員長 山陽小野田市は7番目と言われましたよね。極端な話、黙っていたという状況で、改正を市がしなければ、ずっと、まだ残りが13市のうち七つ以上残っているということですか。あと六つあるということですね。それはそのまま継続で、山陽小野田市はたまたまやるという形で、それ以外は黙って、そのまま徴収は取ったと、そういう形の解釈できるんですけど、山陽小野田市も黙っていたら、それこそ市によって徴収がうんぬんといったときに、早い市町村と遅い市町村ですごい差が出ているんですが、その辺はどう思われますか。

井上土木課主幹 県につきましても三区分に分けておりまして、うちは真ん中の区分なんですけども、やはり大きな差が出ないところについては早めにやられているところが多いようで、二番目がうちぐらいで、一番下の

もっと下がる地域もありますので、そこについては、まだ踏み切っていないところが多いというのが実情です。

中村博行委員長 これに対しては県の指導があるんですか。県の指導があったから変えられたのか。

井上土木課主幹 県というよりも占有者、中電やN T Tからの申入れが多かったようです。

中村博行委員長 利用者からね。当然だね。

河崎平男委員 先ほどの充当先は調べておいてください。1, 500万円がどこに行っているのか。

榎坂建設部次長兼土木課長 財政課に確認しておきます。

中村博行委員長 ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じて、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので採決に移ります。議案第104号、山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。議案第104号は可決すべきものと決しました。引き続き審査番号6番、議案第105号山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

榎坂建設部次長兼土木課長 議案第105号山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。それ

では議案参考資料の新旧対照表を御覧ください。別表第8条関係、道路の占用については算定根拠としています、山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、同様の改正を行うものです。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは質疑を求めます。

河崎平男委員 法定外公共物の影響額はどのくらいですか。

井上土木課主幹 先ほど説明したつもりなのですが、全て含めて1,500万円の減額ということで御回答しています。

河崎平男委員 それも含めて法定外も確認しておいてください。1,500万円の充当先です。

中村博行委員長 含まれているのは104号と105号の2件だけですか。

井上土木課主幹 行政財産の使用料についても道路占用料条例を準用するところがありますので、それを全て含めてということです。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので採決を行います。議案第105号山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。議案第105号は可決すべきものと決しました。引き続き審査番号7番、議案第92号平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

河田都市計画課長 議案第92号平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会

計補正予算第1回について説明いたします。補正予算書の5、6ページをお開きください。2款繰越金1項繰越金1目繰越金、155万2,000円を増額補正し、補正後の額を335万5,000円とするものです。これは、平成29年度決算が確定したことから繰越金155万2,000円を増額補正するものです。次に、歳出について説明します。3款予備費1項予備費1目予備費について、繰越金と同額の155万2,000円を増額補正し、補正後の額を381万2,000円とするものです。補正予算書2ページをお開きください。歳入合計、歳出合計ともに、155万2,000円の増額補正により、2,075万1,000円となります。今年度予定していた厚狭駅南口駐車場の駐車場精算機ほか機器類等の更新につきましては、機器の設置及び出口を新設する工事が完了し、11月1日から新しい機器が稼働しておりますので、2か所の出入り口の利用が可能となっております。また、駐車場の利用状況についてですが、土日や3連休等には駐車枠190台と未舗装地への駐車により、最大で250台程度の駐車があったことを確認しております。未舗装地は80台程度の駐車が可能であり、駐車枠190台と合わせて20台程度の余裕がありますが、年末年始、ゴールデンウィークなどの期間や3連休などには多くの駐車台数が見込まれます。そのため、駐車場内に入ることができながら駐車スペースがないという事態を避けることを目的として、駐車台数250台を上限として、満車の表示とそれに伴う出入り制限を、年末年始の休みの前までに実施いたします。駐車場内の台数が250台になり、満車と表示された場合でも、定期駐車券利用者は定期駐車券を使って駐車場内に入ることができます。現在、定期駐車券の利用台数は41台ですが、近隣にお住まいの人が常時利用される台数は10台程度であり、20台程度の空きスペースを確保することによって、定期駐車券利用者には影響がないと考え、上限台数を250台に設定しております。なお、定期駐車券利用者には満車表示が出ている場合の利用についてのお知らせを送付して、周知するようしております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。料金改定以降、ず

いぶん利用者が増えたということよね。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほどの定期を所持されている方については満車でも中に入れるということでしたが、余裕が幾らかあるということで対応されるということではないですかね。

河田都市計画課長 奥の未舗装地の部分に80台程度の駐車が可能ということで計算しています。実際には80台以上可能であり、余裕を持って80台と考えています。250台を上限としますと、20台程度の余裕がある。実際に常時そこに駐められる近隣の方は10台程度です。あとは通勤等で使われるということで、20台の余裕があれば対応できると考えています。

岡山明副委員長 近隣の方が10台、満車の状況というのは年末年始という状況の中で、そういう逆に定期の方がいらっしゃるということは、定期を利用して親族がその駐車場を利用するという形の状況があったら、台数自体足りなくなると私は思っているんですけど、常識の中でも40台分の定期券があるという状況の中で、実際、年末年始、全部使われるという状況になれば、20台足りないという話でしょ。20台の近隣の方が使うという、20台の駐車場があれば大体賄えるという話ですから、その方々が、近隣の方だろうと、普通使っている人が40台全部使われたら、年末年始使われたら、20台足りないということですよ。そういう発言をされたでしょ。それは私おかしいなと思ったんですけど。

中村博行委員長 もうちょっと説明してください。

河田都市計画課長 今、250台を上限という形で設定しています。今まで3連休とか土日とか今年度台数の確認を何度かしています。最大で250台程度確認したのが一度ありましたが、通常は200台程度です。250台設定で20台程度の余裕、それから80台程度と余裕を持って計算していますが、実際には100台程度駐めることが可能であると考え

ています。そういうことも含めまして、現在余裕は20台ということで設定しています。今後は定期の駐車の方が駐められないとか、そういう状況が出てくるようであれば、満車の上限の設定変更とか検討させていただきたいと思います。現在は250台までぐらいしか確認していませんので、それは定期の駐車の方を含めての台数ですから、現在はそこで設定をしたい。今後の状況を見ながら、もし苦情等が出るようなことがあれば検討させていただきたいと思います。

水津治委員 未舗装部分はラインはないと思うんですけど、ラインに代わるものは設置していますか。

河田都市計画課長 ライン等の設置はしていません。今まで確認してきた状況ではきちんと並べて、ちゃんと駐めておられます。そういう状況でかなりの台数が停められる状況で利用していただいていますので、未舗装部分は現在のところラインの枠の設定は考えていません。今年度、償還金等が終了するということになります。来年度の繰越しが幾ら残るか分かりませんが、状況を見ながら、31年度、32年度、その辺りは未舗装部分のことについても検討していきたいなど。実際来年度の状況を見ながら再来年度に施工できるかどうかを判断していきたいというふうに考えております。

河崎平男委員 2か所の出入り口の利用状況はどんなんですか。いつ完了していたんですか。

河田都市計画課長 新しいシステムが11月1日から稼働しておりますので、厚狭駅側の出口が11月1日から利用できるようになっております。まだ使われる方が、今までどおりの利用形態ということがありまして、厚狭駅側から出られる方が少ないです。今後こちらからも出られると使われる方が分かってこられると思いますので、大体同じような金額、又は厚狭駅側のほうが増える可能性はあります。現在はもとの出口ほうが多

くなっております。

中村博行委員長 駐車した場所によって便利のいい方、両方使えるということになりますね。

水津治委員 今日、朝に駅側の入り口を見てきたんですが、駐車場に入る車と出る車、右折と直進と。大きなガードレールじゃないけど、あれは市の財産になるかどうか。鉄骨か何かで頑丈なつくりで、あれにぶつかった場合、責任はどちらにあるのかなと気になったのでお聞きします。

河田都市計画課長 今回出口を新設するに当たりまして入られる方と出られる方がぶつかるようなことがないように、バリカー等の設置をこの工事で行っておりますので市の所有となります。

中村博行委員長 ぶつかったときの責任は。

河田都市計画課長 事故等でぶつかられたときはぶつかられた方の修繕でお願いすると思います。

奥良秀委員 水津委員からの話で事故の話で、利用者数が増えて利益も出ていくということで大変喜ばしいんですが、利用者が増えると事故等が増えてくると思うんですが、今まで事故があったかどうか、抑制というか防犯カメラを設置されているか教えてください。

河田都市計画課長 駐車場内での車同士の事故とかは今までにないということでも出入りするときにバーに接触されるとかということは何度かあったと聞いております。それから防犯カメラにつきましては、精算機がありますので、そちらのほうを映す防犯カメラは設置してありますが、場内全部にそういうトラブル等を防ぐための防犯カメラ設置はしておりません。

奥良秀委員 あくまで当事者同士のお話合いということによろしいですね。

河田都市計画課長 基本的には当事者同士で解決していただく内容だということ  
とです。

中村博行委員長 以前、器具を壊されたという事件がありましたよね。結論は  
どうになりました。

河田都市計画課長 前の委員会でも御説明したことがあるんですけど、大阪の  
警察から電話がありまして、犯人が捕まったということはありません。  
しかし、保証とか、返金とかについてはありません。

中村博行委員長 そのときに捕まって全部分かったら、保険とか入っているも  
のが無になるというか、市の持ち出しがあるという話があるという話  
があったけどそれもないということね。

河田都市計画課長 事件の後に保険のほうで対応させていただいております。  
その返還とかはありません。

岡山明副委員長 駐車場の舗装の状態です。駐車枠が190でマックス250  
と言われた。190台の駐車枠は全部舗装されていて、あと60台は舗  
装されていないという状況ですか。

河田都市計画課長 舗装されている部分に190台の枠を引いております。未  
舗装の部分について80台程度駐車ができるというふうに考えておりま  
す。

中村博行委員長 それでは質疑を閉じます。討論はありますか。（「なし」と  
呼ぶ者あり） それでは採決に移ります。議案第92号平成30年度山陽  
小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の  
皆さんの挙手をお願いします。



(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成ですね。したがいまして議案第92号は可決すべきものと決しました。続けていきます。議案第106号山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第106号山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。都市公園を占有する場合の使用料について、算定根拠としている山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。第13条第3項を削ることについて説明します。使用料の額に関することは本則で規定するものではありませんが、第3項は月単位の使用料の日割り計算という算定の根拠を示すものであるため、他の条例と同様に別表の備考欄に記載するものとし、本則から削るものです。別表2については、使用料の額と備考欄の記載の一部を改正しております。今回の改正に関する使用料収入は、現行の約60万円から3分の1の約20万円になると見込まれます。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明を終わりましたので質疑を求めます。これは先ほどの1,500万の減額がありましたよね。60万が20万になったということで40万の減額ですけど、これは先ほど言われた1,500万に含まれているということですか。

河田都市計画課長 都市公園については別に算定しております。道路等につきましても、電柱とかが立っております。都市公園につきましても、本数は道路に比べて少ないものですから、現行は60万円程度。3分の1程度になりますので20万円程度と算出しております。

榎坂建設部次長兼土木課長 先ほどの1,500万円の中に含まれております。

中村博行委員長 40万円がね。

河田都市計画課長 申し訳ございません。その中の一部で都市公園に関するところが60万円が20万円になるということです。

中村博行委員長 よろしいですか。

井上土木課主幹 先ほどの道路占用料と法定外手数料の充当先を確認してまいりました。道路占用料のお金につきましては、土木費の道路橋梁維持費に充当しております。それと法定外のほうは土木管理費の用地管理業務のほうに充当しておるということでした。

中村博行委員長 本来の形やね。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切りまして討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第106号山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成ですね。したがってまして議案第106号は可決すべきものと決しました。続けてまいります。審査番号9番議案第107号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

河田都市計画課長 議案第107号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。認定手数料の改正は、建築基準法の改正に伴い、建築基準法第43条第2項第1号が追加されたことにより、認定事務量が増加することから改正するものです。また、宅地

建物取引業法の改正に伴い、土地、建物の取引における重要事項説明時に建築確認台帳記載事項証明書等の添付が義務付けされたことにより事務量が増加することから、同証明手数料の金額を設定するものです。なお、認定手数料及び建築確認台帳記載事項証明手数料の金額については、山口県と同額としております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

河崎平男委員 今後、見込まれる歳入額はどのくらいですか。

迫田建築指導室長 建築指導室の迫田です。よろしくお願いいたします。従前は建築審査会の同意を得て県が許可しているものです。その一部に関して、ある一定の基準に適合したものに関して市が認定ということで今回法改正になりました。従前の許可の段階で今の現行の制定されました基準に適合しているものはございません。ですから、出てくるかどうかは不明ではありますが、出てきたとしても、年に1件、2件程度だと思います。

岡山明副委員長 さっきと同じような質問になるんですけど、今までは徴収していなかったということですか。今回から申請されれば、徴収するという形で。

迫田建築指導室長 今までは県の許可ということで県に手数料を支払うという形になっております。今回その一部が認定ということで認定以外のものについては現行の県の許可ということになっていますので、県の許可の場合は県のほうに手数料を支払うと。市が認定する場合に市に認定手数料を支払いいただくということになります。

岡山明副委員長 今、言われたように県と市の境はどうなっていますか。

迫田建築指導室長 この法律は、敷地が道路に接することに関するもので、実際に道路に接していない場合に前面の通路を通過して道路とみなすと、建築審査会の同意を得て県が許可ということで行って行っていました。今回はある一定の基準、といいますのが前面の通路が4メートル以上の幅員があるとか、管理が公のものであるとか、農道とか港湾管理道の場合、建物の用途が一戸建ての住宅で面積の規模の要件もございます。これに適合した場合で市が安全上支障はないとして認めたものに関して、認定ということになります。それ以外に関しては現行どおりに山口県の許可の対象という形になります。

岡山明副委員長 関係ないかもしれませんが、法定外の公共物に関して、赤線の状況の隣に家を建てるとなるとどういう扱いになりますか。

迫田建築指導室長 赤線自体が建築基準法の道路でない場合は幅員が4メートル以上ないということであれば、県の許可ということになります。幅員が4メートル以上であれば、市の認定になりますし、4メートル未満であれば、県の許可という形であります。ただその幅員が4メートルという基準だけではございませんので、その他もろもろ、一応審査いたしまして適合すれば認めるということになると思います。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切りまして討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第107号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の皆さんの挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第107号は可決すべきものと決しました。続けまして議案第115号竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、説明を求めます。

河田都市計画課長 議案第115号竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について説明します。竜王山公園オートキャンプ場の指定管理につきまして、指定管理者選定委員会の審査結果により指定管理者候補者に選定した株式会社晃栄を、指定管理者として指定しようとするものです。竜王山公園オートキャンプ場につきましては、平成19年10月1日から指定管理者制度を導入し、平成31年3月31日で3期目の期間が終了します。このことから、4期目の指定管理者について、広報10月1日号及び市ホームページにおいて、平成30年10月1日から10月31日までの期間で募集したところ、株式会社晃栄1社から応募がありました。平成30年11月12日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、株式会社晃栄を指定管理者候補者に選定しました。指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。次に、資料について説明します。資料は①～⑦の7種類ありますが、全体を通したページ番号を各ページの右下に付けていますので、御参照ください。1ページは、資料①指定管理料一覧表です。この表は、前回、平成26年度から30年度の指定管理者選定時の指定管理料上限額、平成26年度から29年度の決算額、今回の指定管理料上限額、指定管理者が提示した平成31年度から35年度の指定管理料等を一覧表にしたものです。指定管理料は、年間の支出額見込みから利用料金等の収入見込みを引いた差額を上限額とし、募集要項に記載しています。上限額については、指定管理業務仕様書に記載した維持管理の内容を実施するために必要な人件費等を算定し、前回の上限額から128万5,000円の増額としております。上限額の増額の主な要因ですが、支出においては、集客を増やすために行うイベントの実施経費の計上、最低賃金の上昇やイベント企画担当者の配置などによる人件費の増額などです。また、収入においては、4年間の実績を考慮しながらイベントの実施などによる集客増を見込んだものとしております。2ページから4ページは、資料②指定管理者評価表です。この表は、竜王山公園オートキャンプ場の平成29年度の指定管理実施状況

に対する評価表で、平成30年6月19日に竜王山公園オートキャンプ場で行ったモニタリングの結果です。指定管理の実施状況を確認した総合評価は77点であり、書類整理や自主事業の実施などについて努力するよう指導したところですが、その後、自主事業の実施を検討され、本年度は11月にダンスフェスティバルを開催して多くの人に御来場いただいたところでした。5ページは、資料③指定管理者選定委員会審査集計表で、平成30年11月12日に開催された指定管理者選定委員会の審査結果です。選定委員会は山陽小野田市指定管理者選定委員会規程に基づく選定委員で構成され、今回は6名の選定委員により審査されました。6名の内訳は市から4名、学識経験者2名です。選定委員は、指定管理者制度事務マニュアルに基づき、応募者の提出した申請書類の内容とプレゼンテーション及びヒアリングにより、審査及び評価を行いました。審査方法は、審査項目I～VIの項目毎に審査した得点の合計と平均点を算出し、選定基準との比較を行って、指定管理者候補者を決定します。また、平均点の150%以上と50%以下の点数を異常値として、異常値があった場合は該当する審査員の点数を除外し、改めて補正後の平均点を算出します。補正後の平均点と選定基準との比較を行って、指定管理者候補者を決定します。なお、指定管理者候補者としての選定基準は、満点の2分の1の25点以上としております。株式会社晃栄の平均点には異常値がなく、合計の平均点は31.3点であり、選定基準の25点以上となっています。6ページから27ページは、資料④募集要項です。28ページから41ページは、資料⑤仕様書で、指定管理業務の内容、基準等を示したものです。竜王山公園オートキャンプ場は、個別サイト、広場サイト、トレーラーハウスなどの有料施設があり、宿泊の利用だけでなく日帰りの利用サービスも行っています。42ページから46ページは、資料⑥審査基準表で、指定管理者選定委員会で使用する各項目の審査基準です。47ページ以降は、応募者から提出された申請書、事業計画書です。資料についての説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願ひします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、資料が多いので少し時間を取って。

河崎平男委員 この指定管理者を指定しての効果をお教えください。

河田都市計画課長 指定管理を行う上での効果ということですが、利用者が利用される場合の受付の業務とかオートキャンプ場自体の利用に対する案内とか、そのようなものがスムーズにできているということ。そういう関係で利用者に対してのサービス等が向上するというので、リピーターとか利用案内をきちんとすることによって、新規の利用者の増加を図ることができること等が効果として考えられます。しかし、施設が老朽化している関係で、リピーターがどんどん増えているということは厳しいこともございますが、そういったサービス向上が図れているというのは効果と考えています。

中村博行委員長 実績表を見ますと利用者が減ってきていますよね。計画ではかなり増加の見込みで出されていると思いますけれども、減った原因は協議の中で審査されているんですか。

河田都市計画課長 利用者、それから利用料の減少については施設の老朽化があります。特にトレーラーハウスの利用が最初はかなり多く、利用料金も高いことから、非常に有効な施設であったんですが、近年では老朽化により修繕等が必要な部分とか、利用される方が利用された後に整備をしないとお貸しできない、サービスができない部分がありまして、続けての利用ができないときもあります。そういう関係で利用の減少となっておりますので、施設についての整備も実施計画等でも検討しているところでございます。ほかの部分で考えますと、PRとかもっとしていかなければいけない。それから今後の指定管理の中で入れております、イベントの実施。そういうようなものを行うことによって人を集める。そしてPRを図る。それからホームページとか、そういうのもっと充実させて、キャンプに来られる方は市外の方が多くありますので、市外への周知、PRを更に充実させていくということで、今回、指定管理料の

金額の上乗せということをしておりますので、実際に指定管理者が決まりましたら、それも含めて協議をしながら進めていきたいと考えております。

河崎平男委員 竜王山公園とオートキャンプ場。日本一の魅力とは何があるんですか。

河田都市計画課長 今回の指定管理の企画の中にもあるんですけど、竜王山公園、またオートキャンプ場等から見える海岸の景観、夕陽100選を含めまして、それらのロケーションの良い場所であるということは、今回の企画書の中にも少しうたってありますが、それらをPRして実際にそこで泊まれた方が眺めが良かったとか、自然の山ということであれば特に上から見える眺望とか、その辺を大きくPRして市外からの利用客を増やしていくことを考えていかなければいけないと。現行の指定管理者ともそういう話をしてしておりますが、なかなかPRがまだ不足しておりますので、今後は充実させていきたいというふうに考えております。

藤岡修美委員 利用実績を見ているんですが、トレーラーハウス、個別サイト、広場サイトの利用者が減ってきているんですけど、有料入場者数、これは結構増えているんですけど、どのように分析されていますか。

河田都市計画課長 キャンプをされる方は、その年の天候とか施設の老朽化ということで少なくなっていることもあります。有料入場者数というのは中に来られて遊ばれる方、中に竜の遊具とか施設があり、子供連れで来られて遊ばれる方がおられるんですけど、天候が良い日とかはかなり増えています。施設自体に宿泊される方は少なくなっておりますけど、日帰りで遊ばれるとか、竜王山を見に来られてキャンプ場の遊具を使ったりする方は増えておると。自然の中で遊ばれるということで増えていると思っております。

奥良秀委員 私は広場サイトのヘビーユーザーの一人なんですが、実際行って



みると公園の入り口の駐車場がかなり狭いと思います。台数的には10台、12台ぐらい駐めて、あとは線がないところに停めていくような駐車方法になっていると思うんですよ。どうしても危ない。小さい子供が多いんで、危ないと思うので、そういうところの是正をされて、なおかつ遊具も滑り台が二つぐらいあって、子供がたくさん遊んでいる風景をいっぱい見えています。ですが、やっぱり老朽化がかなりあるので、眺望もすごくいいんですが、やっぱりお母さんとかいろいろ意見を聞いてみると、水はけが悪いし、緑地はちょっと崩れかかっているしとか、そういうところの根本的な改善をどんどんしていけば、トレーラーハウスは増えるかどうか分かりませんが、まだまだ広場サイトはかなり増える方向性にあると思うので、これは市の本当にいい財産。なかなか旧小野田側でこういう財産というのには、どんどん活用していただきたいと思いますので、これは要望としてもっと充実にしたものにしていただきたいと思います。

河田都市計画課長 貴重な御意見ありがとうございます。また遊具の修繕等につきまして、予算を計上して修繕を行ってきたいと考えております。ありがとうございます。

中村博行委員長 以前トイレが壊されたとか、それによって防犯カメラを付けたとか。それ以降そういった事故とかはありますか。

河田都市計画課長 トイレが破損したときに、防犯カメラを付けております。それ以降大きなものはないです。少しトイレにいたずらとかはあります。紙が詰まることとかは、中にはカメラがありませんので、なかなかそこまでの防犯ができてないというのがありますが、完全に壊されて修繕が大きく必要な場合は、防犯カメラ等の映像を警察に被害届を出せば、そういう資料としての提出とかっていうのはありますし、竜王山内で何かあればそういう防犯カメラの映像というのも資料としても役に立つと考えておりますけど、大きな部分については、今はございません。後ほど

補正のほうでも申しますけども、機械の故障とかありますので、それについては修繕をしております。

水津治委員 今、話があった修繕費のことなんですが、指定管理者に修繕費という支出があるんですが、どこを境目に市が出すのか、指定管理者が出すのか。

河田都市計画課長 基本的には10万円以内の修繕については指定管理の区分。それを超えるものは市と協議ということで、総額100万円程度までは指定管理者のほうで修理を行っていくようにしております。

岡山明副委員長 指定管理の料金を128万5,000円上げられると。値上げるんですけど、これが最適だと、どういう形で金額は上げられたのか。

河田都市計画課長 前は税抜きで指定管理料300万円に128万5,000円の増額ということで、今回で言えば428万5,000円と金額はなっております。この増加につきましては、最初にも御説明いたしましたが、人件費の増額というのが主なものになります。これは最低賃金が5年前と比べて上がっております。それらの人件費、それから集客を増やすためにイベント等実施するというのも仕様書の中にうたっております。そのイベントを実施する経費、それからイベントの実施に伴う企画書、その企画書を配置すること。これらも仕様書の中でうたっておりますので、それらの人件費が上乗せ分ということにしております。

岡山明副委員長 例えば人件費になると途中で見直しは管理者が5年間変わらない限り、途中での契約の更新はないということですか。

河田都市計画課長 基本的には5年間同額と考えております。特に大きな要因、例えば人件費が大幅に上がるとかの要因が出てきた場合には、そのとき

に協議していかなければいけないと思います。

中村博行委員長 以前、有益な樹木を伐採されるというようなことがあったんですけども、それと管理上における指導とか要望なりは市のほうからされていますか。

河田都市計画課長 竜王山のほうにつきましては竜王山公園オートキャンプ場と竜王山公園の指定管理は別々にあるんですが、どちらにつきましても、そういう維持管理等につきましては、先ほど委員長が言われたような事例もございましたので、すぐにそういう協議を行っております。それからまた、現在もそれから今後もですが、何かトラブルとか、問題点が起こったときにはその都度すぐに共有しております。また、共有して行く予定でありますし、毎月、月次報告ということがあります。そういうものの報告のときには、そういう内容について確認をしながら、協議、指導をしていくことにしております。

河崎平男委員 竜王山公園のオートキャンプ場周辺において、大きな事案は起きてないということではいいんですか。

河田都市計画課長 竜王山公園、それからオートキャンプ場の施設等につきましてはの大きな事案は以前、トイレの破損というようなことがありました。それは防犯カメラの設置等して現在は大きなものは起こっていないと思っております。

河崎平男委員 利用者についても、なにもないということでは理解してもいいですか。

河田都市計画課長 小さな事案はサービスとかありますが、全体的なことについて、利用される方について大きな事案はないと考えております。

藤岡修美委員 今、指定期間中のイベントの実施事業計画を拝見していますけ

ども、シーズンオフというか冬にイルミネーションをすとかしたら結構はやると思うんですけど、その辺の企画の話は出なかったですか。

河田都市計画課長 オートキャンプ場という性質上、ゴールデンウィークとか夏休みとかは大変利用が増えます。藤岡委員が御指摘のとおり、12月から2月とか、冬季は利用客が減ります。今回の使用の中に冬季のイベントとかについても、実施するような計画を挙げてほしいという仕様にしておりますが、今の企画書の段階ではなかったんですけど、その辺も考えていきたいということで、具体的な内容はまだ決定していませんけど、候補者の中では、そういうことも考えていきたいと、ヒアリングの時の話ですけど、そういうふう聞いております。

藤岡修美委員 それともう一つ。売店の売上げでソフトクリームと書いてあるんですけど、これってソフトクリームがよく売れるんですか

河田都市計画課長 夏場とかやはり暑い時期はかなり出るということは聞いております。来年度からの指定管理につきましては売店等についても今一度、商品とか運営方法とかを再度見直しをして、集客の増加ができるような見直しを考えるようにというような仕様でうたっておりますので、それについても検討していくと。商品についてもソフトクリームとかだけではなくて、時期にあったものとか、それから実際には集計が多いとき少ないときで、商品の量も変えるとか、内容を変えると、それについてもいろいろ企画を考えてほしいと。イベントの企画と一緒にそういうことも含めていろいろなことを検討して集客につなげていくということで、指導をしていきたいと思っております。

中村博行委員長 いずれにしても指定管理が1社のみというのが、全体的に流れがあるんですけども、それ以外に電話の問合せとかいうのは全くないんですか。

河田都市計画課長 オートキャンプ場につきましては、公募期間中、他者から

の問合せ等はありませんでした。昨年、公園のときには他者からの応募もあって、2社で選定委員会を開いたという実績がございます。

中村博行委員長 なかなか競争原理が働かないんで、マンネリ化したら意味がない事業だとは思いますが。ほかにありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切りまして討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、採決に移ります。議案第115号竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、賛成の委員の皆さんの挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。従いまして議案第115号は可決すべきものと決しました。

---

午後2時11分 休憩

---

---

午後2時20分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは審査番号の11番、議案第97号平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第97号は、平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてです。今回の補正は、修繕料の増に伴う歳出の増、そして繰入金の増、繰越金の増、資本費平準化債の増に伴う歳入の増を計上したものです。歳入歳出の予算総額に、それぞれ、657万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,758万9,000円とするものです。それでは、詳細につきまして歳出から御説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。1款下

水道事業費 1 項下水道事業費 2 目施設管理費 1 1 節需用費 5 0 0 万円の増額ですが、これは路面やマンホール蓋等の補修に係る経費を計上したものです。また、人件費の変更については人事異動と時間外手当の補正に伴うものです。次に歳入について御説明いたします。6 ページ、7 ページを御覧ください。4 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目下水道事業費繰入金 1 節下水道事業費繰入金は 3 7 2 万 8, 0 0 0 円の増額ですが、そのうち下水道事業費繰入金 1 1 万 8, 0 0 0 円の増額は、人件費の減額と修繕料の増額によるものです。下水道建設費繰入金 3 6 1 万円の増額は人件費の増額によるものです。5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金 6 4 万 5, 0 0 0 円の増額は先の決算認定を受け、これを調整するものです。7 款市債 1 項市債 1 目資本費平準化債 2 2 0 万円の増額は、平成 3 0 年度の発行予定額の決定によるものです。続きまして、県との公共下水道の事業計画の変更協議が、1 0 月 1 6 日に完了いたしましたので、その説明もさせていただければと思いますが、委員長よろしいでしょうか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）これは、今後、平成 3 4 年度までに公共下水道で概ね整備すべき区域に、小野田西の農業集落排水区域と南松浜地区を加えるものです。お手元の事業計画図で、藤岡技監が詳細について説明いたします。

藤岡下水道課技監 平成 3 0 年度の事業計画変更について説明いたします。お手元の図面を御覧ください。A 3 の事業計画変更図です。元々の図面は平成 3 0 年度に変更した事業計画図です。そして図面に黒い線と緑の線、赤く塗った箇所と黄色く塗った箇所が確認いただけるとと思います。図面の黒い線で囲まれた範囲が全体計画区域で、この黒い線で囲まれた範囲の内側が将来的に公共下水道で整備すべき区域ということになります。その外側が合併浄化槽、農業集落排水で整備する区域になります。黒い線の内側に緑の線で囲まれた、概ね 5 年で整備すべき事業計画区域があります。そして図面の赤い色で塗られた部分が、平成 3 0 年度の事業計画の変更で新たに追加した区域です。これは平成 2 8 年度の山陽小野田市汚水処理施設整備構想の見直しにより公共下水道に接続すべき区域と

なった農業集落排水小野田西地区72.8ヘクタールと、以前より地元より要望のありました南松浜団地周辺7.7ヘクタールです。図面の黄色で塗られた部分は用地等に問題があり、整備する見通しが立たないために事業計画区域から削除した区域で、高千帆地区で2.5ヘクタール、厚狭東地区で1.1ヘクタールです。事業計画区域から削除することで、今後、合併浄化槽の補助を受けることができるようになります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 それでは質疑に入ります。質疑のある方、挙手をお願いします。

藤岡修美委員 認可区域から外して、合併浄化槽で整備する予算的な担保は保証されているんですか。

森弘下水道課長 予算的な担保は、通常の合併浄化槽の国費が入る補助の枠だけしかございません。

藤岡修美委員 公共下水道のもろさというのが、このたびの災害であちこちで言われていて、結構、合併浄化槽の整備をしたほうがいいんじゃないかという流れもある中で、その辺は国に要望するとか等々の動きというのは出てきてないんですか。

森弘下水道課長 県下水道協会からもその辺の枠を広げてくれというような要望も上がっておりませんし、私どものこの市の中でも最近補助の使い方がそれほど芳しくない。何かこの辺に原因があることが突き止められないんですけども、今までみたいに85基が丸々出るような状態ではないということは事実です。

中村博行委員長 公共下水は依然として進まん方向やけえね。先ほどあった小野田西の分、公共下水につなぐ分というのは、工事はいつから入られま

すか。

森弘下水道課長 先ほどの説明のように、下水道の事業計画区域に入っておりますので、当然国の補助金を使って作業は進められます。本年度、詳細設計に既に掛かりました。詳細設計が本年度に上がれば、来年度から、2か年は掛かると思うので、31年、32年で工事をして、小野田西を公共下水道に接続することは可能と考えております。

水津治委員 修繕費の500万は、詳しく説明されましたかね。どういったところをされるとか。

中村博行委員長 具体的にお願いします。路面とマンホールは聞きましたが。

森弘下水道課長 ジャングルと言ったらおかしいですけど、どういうものをするかということによろしいですか。（発言する者あり）マンホールの破損が1か所、マンホールの蓋のがたつきが4か所、マンホールの蓋の腐食が1か所、陥没が1か所、それから汚水ますの改修が1か所ということになっています。

奥良秀委員 この事業計画図なんですけど、もうちょっと見やすいものというのがありますか。私が、ちょっと赤と緑の識別があまりできないので（発言する者あり）それでもいいですけど。ちょっとこれじゃあ私が見えないもので、すいません。

中村博行委員長 マンホールのこういった破損も含めて年間大体どのくらいあるものですか。このたび出てきているわけですが。

森弘下水道課長 本年度の実績ですけれども、11月30日まででマンホールの補修というのは2件です。この度の補正予算で説明しました、マンホールに関する破損の要求というのは、マンホールの蓋自体の破損したも



の、割れたものが1件と、マンホールの蓋のがたつきが4件、それから腐食について1件ということですから、6件足す2件で8件ということ  
です。

中村博行委員長 年間で大体そのくらいですか。

森弘下水道課長 すいません。今年のものしかただいま持ってありません。

中村博行委員長 マンホールからじわっと水が出ているというのは、そのマン  
ホールに異常があるという状況ですか。

森弘下水道課長 よくマンホールから水が漏れているという電話がかかってくる  
のですが、これはほとんど水道局の水です。水圧があるから地上に上  
がってくるのであって、下水道の水がマンホールから上がってくるとい  
うことは、もうマンホールの蓋まで水が来ているということですので、  
詰まって相当異常な状態なので、蓋から水が出る時点で、その辺の水洗  
トイレが使いなくなっているのも、そっちの異常で電話がかかってきま  
す。

中村博行委員長 時々マンホールのふちから水がずっと流れているのを見かけ  
るのでちょっとお聞きしたんですけど。

森弘下水道課長 山地では、山の水がそこから出るという可能性はあります。

水津治委員 マンホールが傷むというのは、道路上にあるから車が通りますよ  
ね。こういったものは外部的な要因がほとんどと思うんですね。国の制  
度は何かないんですか。外部的な要因が多いのに、市がそれを100%  
修理するというのは何かふに落ちないところがあるんですが。

森弘下水道課長 今までで言うところの長寿命化計画というものをマンホール

に関して策定すれば、それは補助の対象になりますが、何せ長寿命化計画の策定もそんなに安いものではないので、マンホールをスポットで直すほうが経済効率としては高いと思っています。

藤岡修美委員 小野田西の集排を公共に取り入れるということで、処理場は要らなくなるんですけど、集排の管路ですね。その辺チェックとか、更正しないといけないとか、そういう関係は起きてこないですか。

森弘下水道課長 小野田西の施設に関して長寿命化計画が必要ということで、処理場に関しては、一応はしております。ただ、管渠きよに関しては、まだ平成7年の供用開始ということで、必要があるとは思っておりませんので、今のところ調査はかけておりません。それはなぜかと言いますと、公共下水道は、昭和56年が供用開始で、一応、下水道の管渠きよの長寿命化が必要かという検討はしてみましたけれども、まだそれほど必要という状態ではないので、小野田西も経験則から言って、今すぐ長寿命化の調査費をかける必要がないと考えております。

岡山明副委員長 余り関係ないのかもしれませんが、マンホールの蓋のデザイン、ちょっと予算とは関係ない部分かもしれませんが、そういうデザインの、例えば、山陽小野田市としての特色ある蓋のデザインというのは、その辺は全然考えられてないですか。今回、山陽小野田市もロゴマークもできておりますが、マンホールの蓋にそういうロゴマークを付けるじゃないですけど、一つのまちおこしを蓋でという考え方はありますか。

森弘下水道課長 山陽小野田市、合併前は、小野田に関しては2種類のデザイン蓋がありました。山陽町にも実はデザインだけあって蓋はできてなかったようなのですが、デザインだけ実は手に入れました。もう合併して10年もたつのに、デザイン蓋がないのはいかなものかなと、今年の最初ごろから考えてはおったのですが、今回、一応予算要求をして今のところ、まだ予算は下りてないですけど、一応、市長さんの意向として

は、ロゴマークを入れた何かしらのデザインを作りたいというようなお話を承ってはおります。

中村博行委員長 カラーのものと考えていいですか。

森弘下水道課長 このマンホール蓋のデザインを作ろうというのは、もともとあったものがなくなっているということで、新たな市で起こそうという思いもあるのですが、実はマンホールカードという静かで長いブームが続いていて、これで結構よそから観光客が呼べるというお話を聞いています。それはやはりデザインに色を入れたもの、それをそこに設置をして、経度緯度をカードに表示したものをマニアさんがそれを追っかけるというカードらしいんですけど、それを今作ろうと思っけていますけど、やはり色を入れるほうがいいので、2種類4か所だけ一応色を入れたものを作ります。

中村博行委員長 当然、カードも考えられるわけですか。

森弘下水道課長 一応、予算要求はしております。

中村博行委員長 これは下水道課か、シティセールス課がいろいろあるとは思いますが。実際に下水道課に行かないともらえないというような条件があるようですので、それは交流人口の増加につながると思いますので、これはまた御検討ください。ほかによろしいですか。

中岡英二委員 ちょっと分からないことがあるのでお聞きしますが。1款の下水道事業費の中で、3目の水質管理費というのがあります。どのような水質の管理をされるのでしょうか。

光井山陽水処理センター所長兼小野田水処理センター所長 3款の水質管理費で行っている業務としましては、下水処理場で処理した下水の水質分析

が主なものになっております。それと、下水処理を行う過程において発生する汚泥に含まれる有害物質の分析等に充てております。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はないようですので、採決に移ります。議案第97号平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第97号は、可決すべきものと決しました。続けていきます。審査番号12番、議案第98号平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第98号は平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）についてです。今回の補正は歳入について繰越金を増にし、それに伴い繰入金を調整するものです。それでは歳出は変わりませんので、歳入の詳細について御説明いたします。4ページ、5ページを御覧ください。2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金が6万2,000円の減額は、繰越金の増に伴い額を調整するもので、3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金の6万2,000円の増額は、さっきの決算認定を受け、それを調整するものです。以上御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決に移ります。議案第98号平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第98号は、可決すべきものと決しました。続けてまいります。審査番号13番、議案第108号山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について執行部の説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第108号は山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてです。本議案は現在特別会計で事業を行っております、公共下水道事業及び農業集落排水事業について、平成31年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計により事業経営を行うため、事業の設置及びその経営の基本に関する事項等を定めるものです。それでは、A3の資料を御覧ください。A3用紙を4分割にした資料に右下にページ番号を打っていますので、順番に御覧いただければと思います。まず1ページ目ですが、法適用の背景を説明しています。これまで、本委員会でも御説明しておりますが、平成27年1月に国からの要請により、平成32年度までに人口3万人以上の団体の下水道事業は公営企業会計に移行することが求められました。これを契機に本市におきましても、1年前倒しの平成31年度からの法適用に向けて取り組んできたところです。次に設置条例ですが、地方公営企業法により条例で定めることになっている事項について、本条例で定めております。議案と併せて御覧ください。全部で2条による構成となっております。主な内容としましては、第2条及び第4条では地方公営企業の設置及び経営の基本について。第3条では法の財務規定等を適用することについて。第5条では予算で定めることが必要な重要な資産の取得及び処分について。第7条では出納及びその他会計事務のうち、会計管理者会へ委任する事務について規定しております。またそこにおいて、本条例による下水道事業会計の設置に伴い、二つの特別会計を廃止する旨を規定しております。なお、2ページ以降、法適用の概要やスケジュール

などを説明しておりますので、公営企業担当の西崎係長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします

西崎下水道課管理係長 下水道課の西崎と申します。私の方から、2ページ以降について、御説明したいと思います。下水道事業の法適用につきましては、平成28年度から準備を始めてきましたが、このたび設置条例案の提出となりましたので、少しお時間を頂戴して詳しく御説明させていただければと思います。それでは、まず、2ページの3法適用の概要でございしますが、一つ目の見出しのとおり、法適用対象事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業としています。現在は特別会計で運営しておりますが、これを廃止し、下水道事業会計一本で運営していくこととなります。財務諸表などについては、一本で作成しますが、内部的には別々に管理し、予算書や決算書では、報告セグメントとして二つの事業の財務情報を開示するようにいたします。次に、法適用の時期ですが、これまでの御案内のとおり平成31年4月1日としております。次に、法の適用範囲ですが、地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用を採用します。下水道事業については、法の全部を適用する全部適用と財務規定のみを適用する一部適用が選択できますが、全部適用は通常、水道事業と統合し、業務の効率化を図ることを目的としますので、本市では、現在のところ、その計画はないことから、一部適用としたところです。3ページを御覧いただければと思います。法適用の範囲とその比較として、現行の特別会計と下水道事業が適用する一部適用、水道や病院事業の全部適用を比較したものです。下水道事業が採用する一部適用は少し特殊ですので、表の左側の項目ごとに要点を説明したいと思います。まず、定義の適用法令、条項ですが、地方公営企業法は組織、財務、職員の身分の大きく3つの規定から構成されています。一部適用はそのうち、財務規定のみを適用するものです。一方で、全部適用では、3つの規定を全て適用することとなります。次に組織の管理者ですが、一部適用では、組織の規定は適用しませんので、管理者の権限は市長が行います。一方全部適用の場合は、水道、病院事業のように、原則として管理

者を設置します。次に財務についてですが、一部適用ではこの規定を適用しますので、全部適用の場合とほぼ同じです。会計の方式については、官庁会計方式から、企業会計方式に変わります。経理の方法は、現金主義、単式簿記から、発生主義、複式簿記による経理に変わります。また、予算の区分につきましても、歳入、歳出のみであったものが、収益的収支、資本的収支、いわゆる3条予算と4条予算に区分されます。決算書におきましても、損益計算書や貸借対照表といった財務諸表を中心としたものになり、下水道事業会計のみの別冊になります。予算書も同様です。出納閉鎖日ですが、特別会計では5月31日となっており、4月から5月まで出納整理期間がありましたが、法適用後は3月31日をもって決算することになります。出納・会計事務ですが、法適用後は、基本的に企業出納員が事務を行いますが、一部適用では、事務の全部又は一部を会計管理者に委任することができます。条例の説明で触れましたが、下水道事業におきましては、会計管理者に出納事務の一部を委任することとしております。最後に職員の身分ですが、組織と同様、一部適用ではこの規定を適用しませんので、下水道課職員は企業職員とはならず、一般行政職員のままとなります。以上のとおり、下水道事業は法適用により、財務については、企業会計方式に移行しますが、組織や職員の身分については、従来どおり市長部局の一般行政職のままですので、水道や病院事業とは違いがあるということをお理解いただければと思います。最後に、4ページの5. 法適用スケジュールについて、現在の進捗状況を含めて御説明したいと思います。法適用に向けた取組については、(1) 固定資産台帳整備、(2) 法適用に係る各種事務手続き、(3) 会計システム構築の3つの柱に分けられます。まず、1つ目の固定資産台帳整備ですが、本業務は、本市が下水道事業を開始した昭和46年からの、資産を全て調査するもので、平成28年度から作業を進めておりましたが、先般、台帳が完成し、現在は会計システムへのデータ移行、チェック等を行っているところです。次に2つ目の法適用に係る各種事務手続きですが、現在も、庁内関係課や金融機関との事務のすり合わせを進めています。予算関係では、現在、公営企業会計による平成31年度予算

を作成しているところです。3月議会において、予算案を提出する予定としておりますので、その際に詳しく御説明させていただきたいと思っております。また今年度は、3月31日をもって特別会計を廃止することから、同日をもって打切り決算となります。3つ目の会計システム構築につきましては、会計が複式簿記に変わることから、新たな会計システムを導入しています。現在は、予算編成作業や運用テストを行っているところです。企業会計移行まで残り3か月余りとなりましたが、来年4月から円滑なスタートが切れるよう、下水道課一丸となって取り組んでいるところです。以上、山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例の説明と、法適用に係る説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

河崎平男委員 公共下水と農業集落排水が統合されるということですが、これに合わせて事務量と人員はどうなっていますか。

西崎下水道課管理係長 現在の農業集落排水特別会計でございますが、人件費の予算はありません。よって、公共下水道の中の職員で農業集落排水の維持管理を行っているところですので、それは今後も体制的には変わりません。

河崎平男委員 事務量が増えるということで、例えば一人分とか、1.5人とかというような事務量が増えるとかいうことはないんですか。

西崎下水道課管理係長 維持管理につきましては、事務量は増えないと思います。ただ、出納関係の事務を今度は下水道課が行いますので、そういった会計的な事務量は増えてくるとは思いますけども、基本的には今の体制でやっていきたいと思っています。

中村博行委員長 この準備に掛かったときから、職員が増やされたということ



はないですか。

西崎下水道課管理係長 29年度から病院事業から1名、事務職員が1名増と  
いうことで来ております。

中村博行委員長 主に会計の関係ですよ。

西崎下水道課管理係長 そうですね。また、運用を開始していませんので、会計処理的な事務というのはまだ、準備段階ですので、いろいろな調整事項のほうが多いんですけど、会計事務的な問題等、分からないことがあれば相談したりしてやっているところです。

中村博行委員長 もう来年4月からばっちりということでもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

水津治委員 第5条と第7条に数字がそれぞれ入っておりますが、この数字というのは、以前の特別会計の設置条例と大体数字は同額の数字を用いておりますか。

西崎下水道課管理係長 第5条（発言するものあり）の重要な資産の取得及び処分につきましては、地方自治法でも同じような規定がありますので、一般会計におきましても同金額、同面積の規定となっております。これは基本的に、法律の施行令とかで決まっておりますので、他市におきましてもこの金額と面積というものは同様でございます。

水津治委員 併せて6条の賠償額が30万以上である場合とする。第6条ですね。賠償責任の免除。これも法のもとでしょうか。

西崎下水道課管理係長 第6条の議会の同意を要する賠償責任の免除でございますが、この条文につきましては、地方公営企業法特有のものでして、

市長が職員の与えた損害が避けることができない事故、その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当とすると認めたときに議会の同意を得ることなく賠償責任について免除を弾力的に行えるよう、その許容額を定める規定ということになっておりまして、この30万円という根拠は、本市においてもほかの条例で規定がありませんので、水道事業と同じ金額の30万円を採用させていただいております。

岡山明副委員長 ちょっと確認させてもらいたいんですけど。今の下水道事業なんですけど、一般会計のほうから幾らくらいの支出がありますか。

西崎下水道課管理係長 繰入金でございますが、30年度の公共下水の予算が約11億5,000万円です。農業集落排水が約8,000万円です。

中村博行委員長 大体ずっとそのくらいの金額で推移していますね。

岡山明副委員長 今、11億5,000万円、農業集落排水を入れて6,000万円くらいという、12億円弱くらい一般会計から入っている状況で、今、お話しすると下水道事業の法令というか、形が企業の形という、条例の制定ということで企業会計のような形に皆変わるという状況の中で、これ単独と言ったらおかしいですけど、これ11億、じゃあ毎年同じような状況になりますかね。今言われたように56年から下水の運営をしている状況になると、老朽化が進んでいると、今、上水でさえも非常に厳しいと。下水に関しても宇部市の下水道計画についても縮小している。そういう状況の中で、例えば、会計、そういう形、企業会計の形にする状況で、形としては全く私は同じような企業の計算式じゃないけど、そういう会計の形が変わるだけで、支出の分は何ら変わらないと、その辺はどうなんですかね。

西崎下水道課管理係長 繰入金でございますけれども、国が定めた繰出基準というのがありまして、それに基づいて算定して一般会計から繰入金をい

ただいております。その計算方法につきましては、歳出から歳入を除いて現金が不足する部分を一般会計から頂いておりますので、それにつきましては、企業会計になったとしても、急激に経営状況が良くなるわけではないので、現金の不足部分というのは、これまでどおりとほぼ変わりませんので、同様の金額の繰入金になる予定でございます。また、繰入金の内容につきましても、ほぼ公債費、過去の建設事業に伴う公債費が現在、約17億円くらい毎年償還しておりますので、そういった関係に対する繰入金という整理をしております。

岡山明副委員長 今の状況で、お話しされたように、11億、12億円が毎年負債のような形で、国から国に、その繰入金が入るという形で、この形は崩れんと。そういう状況の中で、さっきもお話ししたんですけど、管の老朽化と、上水と比べたら、下水は老朽化がすごく激しいと私は思っているんですけど。そういう意味で今後、老朽排管の交換とかやってきたときに当然厳しいという状況になっているんですけど。その辺は今回の企業会計に切り替わると同時に、その辺の長寿命化とかいろいろあるんでしょうけど、その辺の対策というのは何か市として考えられているかどうかお聞きします。

森弘下水道課長 委員がおっしゃっている、その会計上の話ではないですけど、今までの長寿命化の計画の策定に替わって、今度はストックマネジメント計画というのを作っております。これが全施設、処理場、あるいは管渠<sup>きよ</sup>全ての耐用年数が何年であって、いつ設置したということで、いつ更新の時期を迎えるかということのを洗い出して、かつ、影響度あるいは発生率というリスクをまたそれに掛け合わせて優先順位を付けていって、並べ替え、かつ、財政状態を見て、平準化を図りたいと思っておるのですが、皆さんも御存じのとおり、うちの処理場、ポンプ場は、機械がかなり老朽化しているので、平準化を図ろうにも早急に更新をするものが多すぎるので、平準化がうまく図れるかどうか、その辺は、作業に掛かったばかりなので分からないですが、平準化を図るとというのが理想

ですので、年間の工事費用が幾ら掛かるか分かりませんが、費用を掛ければうまくそれは推移しますし、先送りすれば右肩上がりです。どんどん処理しなければいけない工事が増えていくだけですので、その辺りはなるべく効率が図れるような計画にはしたいとは思っております。

岡山明副委員長 今、財務に関しては企業方式の、うまい具合に来年の4月には変わるといふのはその辺は、私は心配してないんですけど。そういう会計の分ではなくて、今、課長のほうからお話があったように、設備の関係ということで、ちょっとお聞きしたいんですけど。宇部市も下水道計画の縮小を図られている状況の中で、投資的経費が今幾らぐらい掛かっているか。それに対して、改築と新築いろいろあるんですけど、その辺の割合って。宇部市がちなみに言われたんですけど、投資的経常経費が33億、で新設が84%、改築が16%、これは平成16年の話です。それが現在、状況的には新設が今は10年後の状況の中で、新設が6%、改築というか工事のためのものが94%で、もう今、昔と逆転しているという状況になっておるんです。84%と16%が、今、維持管理のために94%、新築が6%しか投資のお金を入れてないという状況で、そういう下水道工事の縮小を考えると、そういう形があるんですけど。山陽小野田市としては、その辺は今どのくらいの割合になっておりますか。

森弘下水道課長 うちの投資的経費は大体6億くらいです。長寿命化工事、これ今、全く管渠きよをやっていませんので、全て処理場のほうにその長寿命化の工事費を持っていくわけですけど、これが昨年度は71%です。だから、29%しか管渠きよの敷設には使っていないという状態です。28年度が46.6%、半々だったという状態です。ですから、これから当然管渠きよも長寿命化をしなければなりません、今管渠きよは、それほど危惧はしてはおりません。うちは事業開始が46年、宇部市は昭和23年、戦後すぐからの事業開始ですので、そこには23年の隔りがあるわけですから、今、宇部が早急に管渠きよにかからなければならないとしたら、この

23年後くらいにはうちもそれなりに管渠きよのほうの整備は必要とは思いますが、今の状態ではそれほど今、管渠きよにかかる必要はなく、ただ、処理場のほうは早急にそれなりにしないと機能停止ということがあってはならないので、危惧するものから順次直していきたいとは考えております。

岡山明副委員長 では施設にという話になると、今一番古い施設が小野田水処理センター、これが昭和54年ですかね。54年に築37年たっているという状況で、やはり、その辺の部分は、上水と違って老朽化の調査とかその辺の形はもう37年、40年近くたとうとしています。その辺の考え方はいかがですか。

森弘下水道課長 先ほど、ストックマネジメントのお話をさせていただきましたが、今年度からコンサルと契約をして順次、建物、機械、電気設備、そういうものを全て今処理場のほうで、チェックを入れております。設置した時期、耐用年数を調べて、先ほども言いました影響度と発生度をそれに掛け合わせて重みを持たせて、優先順位を付け、順次それを更新していく計画を今から立てようとしております。

中村博行委員長 水道も含めて、宇部市の関係もちょっとやり始めるのが遅かったと。気が付くのが遅かったということですね。本市の場合は、下水道事業については、まだそういうことに重きを置いて考えるのに間に合っているよという段階というふうに判断していいですね。水道の方もアセットマネジメント、同じようにストックマネジメントというふうにされるということですが、事業についても今後もそういった意味での議論も必要かと思いますが。この条例について戻って、農業集落排水との関連についてもうちょっと質疑があればと思いますが。

河崎平男委員 法適用で管理者の権限は市長が行うということでありませぬ。この会計事務については、会計管理者に委任することが可能ということ

で、この条例では、会計管理者に行わせるものとするというふうな条例になっておりますよね。これは出納室が行うんですか。

西崎下水道課管理係長 会計管理者に委任することをこのたび定めておりますけれども、基本的な出納業務は下水道課で行います。会計管理者に委託するのは、通帳の管理ですとか、小切手の振出しであるとか、最終で下水道課が持っているよりは、危機管理面を含めて別のところが持っていたほうがいだろうという面で、会計管理者のほうに委任をするようにしております。

河崎平男委員 そういったところで、出納室の会計管理者がやるということですね。

西崎下水道課管理係長 はい、そのとおりです。

中村博行委員長 事務一切は下水道課でやられるということですね。はい。なってみんと分からんようなところを感じるんですよ。結局、農業集落排水の会計とこれが1本化されるということですけど。完全な1本化と考えていいんですか。それともその辺の融通があるような感じの会計なんですか。

西崎下水道課管理係長 平たく言えば、今の二つの特別会計の予算を合体させて1本化するというイメージなんですけども、内部的には農集分の予算と公共分の予算というふうに分けて管理をしているので、特に財務諸表等々につきましては、会計一つで作成するしかないんですけども、内部的には分けて全て管理をしております。

中村博行委員長 ほかはよろしいですか。いいですね。それでは質疑を閉じます。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、討論がありませんので採決に移ります。議案第108号山陽小野田市下水道事業の

設置等に関する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第108号は、可決すべきものと決しました。以上で議案全て終了しました。お疲れでした。

(執行部退席)

中村博行委員長 それでは審査番号の14番、陳情・要望についてに入ります。お手元に陳情・要望が2件入っていると思いますが、ともに同じところですか。出ているのが建設山口関係です。ということで、要望は、まず住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書ということと、地域建設産業の再生に関する要請書というものが出ておりますので、裏面にその説明等があります。住宅リフォーム助成制度、これを以前、条例化してほしいというようなことは聞いておりました。今はずっと継続して行政の方がこの事業をやっていますが、いつなくなるか分からないような事業なのでという不安を持っておられるようです。そういったことで、それぞれ内容を皆さんよく読んで把握しておってもらいたいと思います。と申しますのが、青木保さんから年明けにできれば産業建設常任委員会の委員の皆さんと意見交換したいというようなお話を内々で聞いていますので、仮に実現するかどうか分かりませんが、そうした場合に内容を把握しておいていただきたいということで、この陳情・要望についてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいですか。はい。それでは陳情要望はしっかりと目を通しておいてください。最後の日程ですね。閉会中の継続調査事項、(「これは後で」と呼ぶ者あり) それでは、ここで委員会を閉じます。あとは分科会に入りますので、3時20分から再開いたしますので、休憩に入ります。

---

午後3時11分休憩

---

---

午後 4 時 6 分再開

---

中村博行委員長 では、ただいまより産業建設常任委員会を再開します。お手元に閉会中の継続審査事項という 1 枚ものがあると思いますが、それを御覧ください。なお、1 番右の調査機関の欄に平成 30 年 3 月と書いてありますが、31 年に訂正をしてください。あと、ざっと目を通して漏れているようなものを入れたいと思います。特に企業訪問関係を年明けにということの前から言っておりますが、そういう関係を含めて。抜けていたらなかなか行けないので。藤岡議員から言われている長州産業と花の海、ねぎ三昧か。その辺りを含めて。小野田・楠企業団地の視察なんかも上がっていましたので。その辺で大丈夫かなというものがあれば。長州産業はどれに当たるかね。商業及び工業に入るね。気付かれたところあれば。市場も入っているね。梶漁港は入っているか。農林畜産及び水産やね。概ね網羅していますね。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこれで決定したいと思います。これは採決採らんでいいね。（発言するものあり）それでは閉会中の継続審査事項については、このとおりに決定したいと思います。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

---

午後 4 時 8 分 散会

---

平成 30 年 12 月 6 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行